第 1 章 目 的

(目的)

- 第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り広く知識を授けるとともに、深く専門の知識と技能とを教授研究し、人格の陶冶を図り、文化の創造発展と公共福祉の増進に貢献し得る人物を育成することを目的とする。
- 第1条の2 本学は学校教育法に基づき、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行いその結果を公表する。
- 2 前項に関する事項は、北陸大学自己点検・評価規程に定める。

第 2 章 組 織

(組織)

第2条 本学に次の学部、学科を置き、その定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
十中	7-17	八十疋貝	州八十元貝	化石汇只
薬学部	薬学科	100人		600人
経済経営学部	マネジメント学科	305人	3年次103人	1,426人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	95人	3年次 30人	440人
	心理社会学科	60人		240人
医療保健学部	医療技術学科	65人		260人
	理学療法学科	60人		240人

- 2 本学に、留学生別科を置く。
 - (1) 留学生別科の入学定員及び収容定員は150人とする。
 - (2) 留学生別科に関し必要な事項は、北陸大学留学生別科規程に定める。

(養成する人材)

- 第2条の2 前条の学部、学科の人材養成の目的は、次のとおりとする。
 - (1) 薬学部 薬学科

医療人としての倫理観、使命感、責任感及び高度な薬学の知識・技能を身につけ、臨床の現場で実践的な能力を発揮できる薬剤師を養成する。

(2) 経済経営学部 マネジメント学科

健康な地域社会、企業や組織及び自己の形成と発展に寄与するために、「マネジメント力」を持った人材を養成する。すなわち、社会・組織・自己のマネジメントに関連する知識と技能を身につけ、グローバルな視野と責任感をもって、自ら進んで他者と恊働し課題を解決する力と、生涯学び成長し続けられる力を持つ人材を養成する。

- (3) 国際コミュニケーション学部
 - コミュニケーション力をもって、社会の課題解決に取り組み、グローバル化する現代社会に貢献できる人材を養成する。
 - ・国際コミュニケーション学科

地域社会及び地域産業のグローバル化に貢献し、世界と地域をつなぐことのできる語学力と国際感覚を持ったグローバル人材を養成する。

• 心理社会学科

社会全体を俯瞰できる広い視野、人間の心理を深く理解する力とコミュニケーション力を身につけ、「人と人」「人と社会」をつなぎ、健康社会の実現に貢献できる人材を養成する。

(4) 医療保健学部

医療人としての倫理観、使命感、責任感及び保健医療分野における専門知識と技術を身につけ、医療・介護予防・健康増進の分野において貢献し、チーム医療に積極的に関わることのできる医療技術者を養成する。

• 医療技術学科

医療人としての倫理観、使命感、責任感及び臨床検査学、臨床工学の知識・技能を身につけ、日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応し、チーム 医療に積極的に関わることのできる医療技術者を養成する。

理学療法学科

疾病の治療・予防、介護予防・障害予防、人々の健康維持・増進に理学療法の領域から寄与し、科学的根拠に基づくリハビリテーションが実践できる理学療 法士を養成する。

第 3 章 教職員組織

(教職員組織)

- 第3条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び職員を置く。ただし、教育・研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教、又は助手を 置かないことができる。必要に応じて、講師のほか非常勤教員を置くことができる。
- 2 教員は、人格及び学識に優れ、明確な成果を挙げる教育力・指導力を有するものとする。その資格及び職務は、次のとおりとする。
 - (1) 教授は、専攻分野について教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - (2) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に 従事する。
 - (3) 講師は、専攻分野について、教授又は准教授に準ずる、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - (4) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - (5) 助手は、専攻分野について、知識及び能力を有する者であって、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 3 職員の職務等については、学校法人北陸大学事務組織規程に定める。
- 4 本学には第1項に定めるほか、副学長、学部長、学生部長、教務部長、図書館長、教務委員長、学科長、留学生別科長、学長補佐その他必要な教職員を置くことができる。なお、任務及び任用等については、学校法人北陸大学大学運営規程に定める。

第 4 章 運営組織

(教学運営協議会)

- 第4条 本学が組織的・体系的に取り組む教育施策について審議するために、北陸大学教学運営協議会(以下、この規程において「教学運営協議会」という。)を置く
- 2 教学運営協議会の任務等必要な事項は、北陸大学教学運営協議会規程に定める。

(教授会)

- 第5条 本学の教育研究に関し、専門的な審議を行う機関として、教授会を置く。
- 2 教授会は、常勤の教授をもって構成する。
- 第6条 前条の教授会は、全学教授会及び学部教授会をいう。

(任務等)

第 5 章 学科課程及び履修方法

(学科課程、学科目の名称及び単位)

第8条 本学の学科課程、学科目の名称及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位計算の基準)

- 第9条 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。
- 2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。
- 3 単位計算の基準に関する規程は、別に定める。

(修得すべき単位)

第10条 在学中に修得しなければならない学科目及び単位数は、次のとおりとする。

		薬学部	
	【必修科目】		
I群	総合教養教育科目	5単位	
1 11+	薬学準備教育、実習系科目	12. 5単位	
			計17.5単位
	【必修科目】		
Ⅱ群	薬学専門教育科目	113.5単位	
11 石丰	実習系科目	40単位	
			計153.5単位
	【選択科目】		
T TT #1¥	総合教養教育科目	10単位以上	
I·Ⅱ群	薬学専門教育科目	9単位以上	
			計19単位以上
合計		190単位以上	

	経済経営学部 マネジメント学科		
	教養科目	必修	1単位
一般教育科目群	教養 村日	選択 9単位以上 必修 4単位 選択 6単位以上 ジ修 2単位 フシー科目 ・フシー科目 ・リア科目 ・リア科目 ・リア科目 ・リア科目 ・ジャント科目及び ・ジャント科目及び ・数字 22単位 ・ジャント科目及び ・数字 22単位 ・ジャント科目及び ・数字 22単位 ・ジャント科目及び ・数字 22単位 ・数字 22単位 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
一	게 단환 전 (쪼1)	必修	4単位
	外国前科目(※1)	選択	6単位以上
	11年50年初日	必修	2単位
汎用的技能科目群		選択	10単位以上
	キャリア科目		6単位
	演習科目(※2)	必修	22単位
専門教育科目群	マネジメント科目及び	必修 1単位 選択 9単位以上 必修 4単位 選択 6単位以上 選択 10単位以上 6単位 22単位 必修 22単位 必修 8単位 選択(※3) 40単位以上 16単位以上	8単位
	マネジメント実践科目	選択 (※3)	40単位以上
自由科目群を除く全ての科目群			16単位以上
	合 計		124単位以上

※1 外国人留学生の修得した留学生特例科目の単位は、必修科目を含む外国語科目の単位とすることができる。※2 卒業論文を作成しない場合、卒業研究の単位は6 単位とし、演習科目における卒業に必要な単位数は18単位とする。※3 卒業論文を作成しない場合、マネジメント科目及びマネジメント実践科目(選択)における卒業に必要な単位数は44単位とする。※4 自由科目群科目は、卒業要件単位に含まない。

	 	際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科				
	語学科目	40単位以上(必修20単位含む)				
	言語理解科目					
	文化理解科目	44単位以上(必修2単位含む)				
専門教育科目	国際理解科目					
3132131114	海外留学科目	※海外留学A~Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位取得を免除し、修得した単位は卒業 要件修得単位数に算入することができる。				
	専門演習科目	16単位 ※海外留学A~Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修得は免除する。				
	教養科目					
一般教育科目	心理社会科目	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1				
	キャリア科目	4単位以上(必修2単位含む)				
		合計 124単位以上				

国際コミュニケーション学部 心理社会学科								
総合教育科目	必修科目 4単位選択科目 16単位以上 計20単位以上							
専門教育科目	必修科目 24単位 選択科目 共通領域及び展開応用科目 現代社会科目 22単位以上							
合計	124単位以上							

一般教養科目	必修科 目	11単位	計19単位以上
	選択科目	8単位以 上	
専門基礎科 目	必修科 目	26単位	計27単位以上 ・「臨床検査学基礎演習」若しくは「臨床工学基礎演習」のいずれかを修得すること。
	選択科目	1単位以 上	
専門科目	必修科 目	31単位	計82単位以上 ・臨床検査学コース科目群又は臨床工学コース科目群のいずれかをすべて修得すること。 ・臨床検査学コースの場合は、共通選択科目群から1科目以上、かつ、臨床工学選択科目群から2科目以上修得すること。
	選択科目	51単位以 上	・臨床保管学ュースの場合は、共通選択科目群から「画像解析学」を含む2科目以上、かつ、臨床検査選択科目群から1科目以上修得すること。 ・臨床工学コースの場合は、共通選択科目群から「画像解析学」を含む2科目以上、かつ、臨床検査選択科目群から1科目以上修得すること。
合 計			128単位以上

	医療保健学部 理学療法学科							
一般教養科目	必修科目	7単位以上	14単位以上					
	選択科目	7単位以上						
専門基礎科目	必修科目	41単位	41単位					
専門科目	必修科目	63単位	73単位以上					
	選択科目	「予防理学療法学」又は「先進技術と理学療法学」からどちらか1科目2単位選択必修 計10単位以上						
	合計 128単位以上							

(履修の認定)

- 第11条 履修科目修了の認定は、各種試験の評価を含む平素の成績によるものとする。
- 2 成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。
- 3 平素の成績評価及び試験に関する規程は、別に定める。

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

- 第12条 学長が教育上特に有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。) 又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期 大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において 位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。 (大学以外の教育施設等における学修)
- 第12条の2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における 授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。 (入学前の既修得単位等の認定)
- 第12条の3 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第39条及び第60条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第12 条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。 (成績評価)
- 第13条 成績評価は、原則として100点を満点とした点数によって表示し、60点以上を合格とする。

(修業年限及び在学期間)

- 第14条 本学の修業年限は、次のとおりとする。
 - (1) 薬学部 6年
 - (2) 経済経営学部 4年
 - (3) 国際コミュニケーション学部 4年
 - (4) 医療保健学部 4年
- 2 在学期間は、薬学部にあっては12年、経済経営学部、国際コミュニケーション学部、医療保健学部にあっては8年をこえることができない。 (卒業)
- 第15条 学長は前条第1項各号に定める修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者に、卒業を認定する。 (学位)
- 第16条 学長は、前条により卒業を認定した者に、以下に定める学士の学位を授与する。

薬学部

薬学科 学士 (薬学)

経済経営学部

- テロ マネジメント学科 学士(マネジメント学)

国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学科 学士(文学) 心理社会学科 学士(心理学)

医療保健学部

 医療技術学科
 学士(医療技術学)

 理学療法学科
 学士(理学療法学)

2 学長は、学位授与の証明として、卒業証書・学位記を授与する。

第 6 章 入学、休学、復学、退学、編入学、転入学及び再入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、第31条に定める学年の始めとする。ただし、学長は必要に応じて第32条の定める学期の始めとすることができる。

(入学志願者の資格)

- 第18条 本学に入学を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含 te)
 - (7) 本学において、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 第2条第1項に掲げる3年次に編入学することのできる者の資格は、別に定める。

(入学志願の手続)

- 第19条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに願い出なければならない。
- 2 入学志願の受付期間及び入学検定料は、別に定める。

(入学選考)

- 第20条 学長は、入学志願者に対して、学力、健康その他について選考のうえ、入学を許可する。
- 2 選考の方法及び期日は、別に定める。

(休学)

- 第21条 疾病その他やむを得ない事由により、3ヵ月以上修学することができない者は、その事由を詳記した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければな らない。ただし、疾病のため休学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。
- 2 学長は、特別の事由があると認めた者には、休学を命ずることがある。
- 3 休学の期間は、1年をこえることはできない。ただし、特別の事由がある場合に限り1年を限度として休学期間の延長を認めることがある。
- 4 休学の期間は、通算して4年をこえることはできない。
- 5 休学の期間は、第14条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

- 第22条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学者は医師の診断書 を添えなければならない。
- 2 休学の期間が満了し、復学しようとするときも、前項と同様とする。

(退学)

- 第23条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その事由を詳記した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。
- 2 次の各号の一に該当する者について、学長はこれを退学に処する。
 - (1) 第14条第2項に定める在学期間をこえた者
 - (2) 学部に第14条第2項に定める在学期間以外の定めがある場合、その在学期間をこえた者
 - (3) 第21条第3項又は同条第4項に定める休学期間をこえてなお修学できない者
 - (4) 授業料を納入せず、催告を受けても納付しない者
 - (5) 長期間にわたり行方不明の者
 - (6) 死亡した者

(転学部・転学科)

第24条 本学の他の学部・学科へ転学部及び転学科を志願する者は、審査のうえ、学長がこれを許可することがある。 (転学)

第25条 他の大学を受験し、転学しようとする者は、その旨を記した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。

第26条 第2条第1項に定める編入学者のほか、本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、審査のうえ、学長が相当年次に編入学を許可するこ とがある.

(転入学)

第27条 他の大学から、本学へ転入学を志願する者は、欠員のある場合に限り、審査のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 第28条 退学者が再入学を出願したときは、審議のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。
- 2 前項の再入学は、第23条第1項又は第2項第3号乃至第5号により退学した者で、かつ退学の理由となった事情が解消されたと認められる場合に限るものとする。
- 3 退学者の再入学は、退学後3年以内の者に限る。

(入学手続)

- 第29条 入学を許可された者は、指定の期日までに保証人を定めて、所定の手続をとらなければならない。
- 2 前項の手続をしないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(保証人)

第30条 保証人は、学生の学資支出の責任者である父母若しくは縁故者に限る。

第 7 章 学年 学期及び休業日

(学年)

第31条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(学期)

- 第32条 学年を2期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、学長は、必要に応じて前期の終期及び後期の始期を 変更することができる。
- 2 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業を行わない日)

- 第33条 授業を行わない日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日
 - (3) 創立記念日 6月1日
 - (4) 夏休み、冬休み及び春休みは、学年ごとに定める
 - (5) 臨時に授業を行わない目が必要な場合は、その都度定める
- 2 授業を行わない日といえども、学長は、必要に応じて授業を命ずることができる。

(納付金)

第34条 入学金、授業料及びその他の学費は、別表2のとおりとする。

2 前項の納付金の納付方法及び期限は、別に定める。

(退学者等の納付金)

第35条 退学及び転学の場合には、その学期分の授業料等を納付しなければならない。ただし、第23条第2項第5号及び同条同項第6号の退学の場合は、この限りでない。

2 休学を許可したときは、休学期間中の授業料等を免除し、これに代えて在籍料を徴収する。

(科目等履修生等の納付金)

第36条 科目等履修生・聴講生、委託生、研修生及び専攻生の諸納付金の金額ならびに納付方法及び期限については、別に定める。

(納付金の環付)

第37条 既納の学費は、事由の如何にかかわらず還付しない。ただし、第35条第1項ただし書及び同条第2項の場合を除く。

(登学の停止等)

第38条 学費の納入を怠った者の処置については、第23条第2項第4号の場合を除き、別に定める。

第 9 章 科目等履修生・聴講生、委託生、研修生及び専攻生

(科目等履修生・聴講生)

第39条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者は、審査のうえ、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生は、その履修科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を認定する。

第40条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の聴講を志願する者は、審査のうえ、学長が聴講生として入学を許可することがある。

第41条 科目等履修生・聴講生の在学期間は、1年以内とする。

(委託生)

第42条 公共団体その他の機関から、特定科目について修学を委託された者は、審査のうえ、学長が委託生として入学を許可することがある。

2 委託生の在学期間は、原則として1年以内とする。

研修生)

第43条 大学を卒業した者で、特殊の事項について研修を志願する者は、審査のうえ、学長が研修生として入学を許可することがある。

第44条 研修生の在学期間は、2年以内とする。

(専攻生)

(等校生) 第45条 特殊の事項につき精密な研究を志願する者は、審査のうえ、学長が専攻生として入学を許可することがある。

2 専攻生を志願することができる者については、別に定める。

第46条 専攻生の修業年限は、1年とする。ただし、研究を継続しようとする者は、指導教員を経て、延期を学長に願い出ることができる。

第47条 < 削除 >

第48条 < 削除 >

(学則の準用)

第49条 科目等履修生・聴講生、委託生、研修生及び専攻生に対しても、特に定める場合を除いては、この学則を準用する。

第 10 章 賞 罰

(表彰)

第50条 学長は、学業成績が特に優秀な者又は学生の模範となる行為のあった者に対して、これを表彰することがある。

(懲戒)

第51条 学長は、学則、諸規程及び法令等を守らず、学生の本分に悖る行為のあった者に、次の懲戒を行う。なお、懲戒に当たっては、北陸大学学生懲戒規程に従い 行うものとする。

- (1) 訓告
- (2) 謹慎
- (3) 停学
- (4) 退学
- 2 退学は、次の各号の一に該当する場合に行う。
 - (1) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められた者
 - (2) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当の理由がなく引続き1年以上欠席した者
 - (4) 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者
- 3 停学の期間は、第14条に規定する修業年限及び在学期間に算入する。ただし、停学の期間が3カ月をこえるときは、修業年限に算入しない。

第 11 章 公開講座

(公開講座)

第52条 本学は、随時公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第 12 章 図 書 館

(図書館)

第53条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第 13 章 薬用植物園

(薬用植物園)

第54条 本学薬学部に、附属薬用植物園を置く。

2 附属薬用植物園に関する規程は、別に定める。

第 14 章 研究所及び附属研究施設

(研究所及び附属研究施設)

第55条 本学に研究所を置く。学部に、教育研究に必要な附属研究施設を置くことができる。

2 研究所及び附属研究施設に関し、必要な事項は別に定める。

第 15 章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第56条 本学は、学生の福利をはかるため厚生保健の施設を設ける。

2 この施設についての規程は、別に定める。

第 16 章 教育職員免許状を得るための課程

(教職課程)

第57条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法その他の関係法規に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の取得に必要な授業科目及び単位数は別表3のとおりとし、その履修方法について必要な事項は別に定める。 (教育職員免許資格)

第58条 本学において取得できる教育職員免許状は、次に掲げるものとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経済経営学部	マネジメント学科	中学校教諭 1種免許状	保健体育
在 伊 在 各 子 司	マインノンド子科	高等学校教諭 1種免許状	公民、保健体育
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	中学校教諭 1種免許状	英語
国际コミューケーション子部	国际コミューグージョン子科	高等学校教諭 1種免許状	· 央前

(履修方法)

第59条 単位の修得は、第5章学科課程及び履修方法の規程を適用する。

第 17 章 特別の課程

(特別の課程)

第60条 本学の学生以外の者を対象に、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。

2 特別の課程に関する規程は、別に定める。

第 18 章 学則の変更

(学則の変更)

第61条 学則の変更は、全学教授会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附目

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年10月30日 第18回理事会)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年10月5日 第34回理事会)

この学則は、昭和56年10月5日から施行し、昭和55年4月1日より適用する。

なお、第10条別表2は昭和58年3月末日をもって廃止する。また、昭和54年度以前の入学生は第12条の適用を除外し、別途移行措置を定める。

附 則(昭和57年3月30日 第36回理事会)

- 1. この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2. 第15条第2項後段の規定は、昭和57年度入学生から適用する。

附 則(昭和58年5月30日 第42回理事会)

この学則は、昭和58年5月30日から施行し、昭和58年4月1日より適用する。

附 則(昭和60年6月27日 第50回理事会)

(昭和61年9月29日 第56回理事会)

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年12月22日 第64回理事会)

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年12月22日 第68回理事会)

- 1. この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2. 第10条別表1は、昭和63年度薬学部入学生から適用する。ただし、昭和62年度以前の薬学部入学生が昭和63年度以降の入学生と同一学年に在籍する場合も、第10条 別表1を適用する。
- 3. 平成元年度薬学部2年次生の、在学中に修得しなければならない学科目及び単位数は、別に定める。
- 4. 第2項を適用しない薬学部学生の学科科目名称及び単位数は、別表1-(2)のとおりとし、在学中に修得しなければならない学科目及び単位数は、次のとおりとする。

〈省略表1〉

5. 第3項及び第4項は、当該学生の在学しなくなった年次をもって廃止する。

附 則(平成元年9月18日 第74回理事会)

- 1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成2年4月1日から平成11年3月31日までの間、外国語学部の入学定員は次のとおりとする。

 学部
 学科
 入学定員

 外国語学部
 英米語学科
 165人

 中国語学科
 55人

- 3. 第34条別表2及び第63条別表3は、平成2年度入学生から適用する。
- 4. 第3項を適用しない平成元年度以前入学生の学費は、別表2-(2)のとおりとする。
- 5. 第3項を適用しない平成元年度以前外国語学部入学生の教科及び教職に関する科目及び単位数は、別表3-(2)のとおりとする。

6. 第4項及び第5項は、当該学生の在学しなくなった年次をもって廃止する。

附 則(平成3年3月25日 第82回理事会)

- 1. この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2. 第10条別表1は、平成3年度入学生から適用する。
- 3. 前項を適用しない平成2年度以前の入学生の学科目の名称及び単位数は、別表1-(1)のとおりとする。ただし、専門教育科目は別表1の専門教育科目を適用する。
- 4. 前項は、当該学生の在学しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (平成4年3月30日 第88回理事会)

- 1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成4年4月1日から平成12年3月31日までの間、法学部の入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
法学部	政治学科	150人	600人
(太子部)	法律学科	150人	600人

3. 第9条、第34条及び第57条別表の適用については次のとおりとする。

〈省略表2〉

- 4. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、平成4年度入学生から適用する。
- 5. 前項を適用しない平成3年度以前の入学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表3〉
- 6. 第3項に定める別表及び第5項は、当該学生の在学しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成5年9月10日 第99回理事会)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月28日 第101回理事会)

- 1. この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2. 第9条、第35条及び第58条別表の適用については次のとおりとする。
- 3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表5)
- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表6)
- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表7)
- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表8)
- 8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表9)
- 9. 第2項に定める別表及び前5項は、当該学生の在学しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成6年5月25日 第103回理事会)

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月29日 第109回理事会)

- 1. この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 第9条、第35条及び第58条別表の適用については、次のとおりとする。 (省略表10)
- 3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は別表1の適用対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表11)
- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表12)
- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表13〉
- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表14〉
- 8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表15〉
- 9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表16〉
- 10. 第2項に定める別表及び前6項は、当該学生の在学しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成8年3月26日 第121回理事会)

- 1. この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 第9条別表の適用については、次のとおりとする。 〈省略表17〉
- 3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (名略表18)
- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表19)

- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表20)
- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表21)
- 8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表22)
- 9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表23)
- 10. 第2項に定める別表及び前6項は、当該学生が在学しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成9年3月27日 第130回理事会)

- 1. この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2. 第9条別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表24〉

- 3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表25〉
- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表26)
- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表27〉
- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表28)
- 8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表29)
- 9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表30〉
- 10. 別表1-(7)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表31)
- 11. 第2項に定める別表及び前7項は、当該学生が存在しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (平成9年3月27日 第130回理事会)

- 1. この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2. 第58条別表3の適用については、次のとおりとする。

〈省略表32〉

附 則(平成9年9月27日 第137回理事会)

- 1. この学則は、平成9年9月27日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 第9条別表の適用については、次のとおりとする。 〈省略表33〉
- 3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表34)
- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表35〉
- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表36)
- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表37〉
- 8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表38)
- 9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表39〉
- 10. 別表1-(7)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表40〉
- 11. 第2項に定める別表及び前7項は、当該学生が存在しなくなった年度をもって廃止する。
- 12. 第58条別表3の適用については、次のとおりとする。

〈省略表41〉

附 則 (平成10年3月27日 第139回理事会)

- 1. この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2. 第9条、第35条及び第58条の別表の適用については、次のとおりとする。 (を取表表)
- 3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表43)
- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表44〉
- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表45)
- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表46〉
- 8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表47〉

- 9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表48)
- 10. 別表1-(7)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表49)
- 11. 別表1-(8)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表50)
- 12. 第2項に定める別表及び前8項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成10年8月7日 第142回理事会)

- 1. この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間、外国語学部の入学定員は次のとおりとする。

 学部
 学科
 入学定員

 外国語学部
 英米語学科
 165人

中国語学科 55人

附 則(平成11年1月21日 第146回理事会)

- 1. この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2. 第9条、第35条及び第58条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表51〉

- 3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表52)
- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表53)
- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表54〉
- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表55)
- 8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表56〉
- 9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表57〉
- 10. 別表1-(7)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表58〉
- 11. 別表1-(8)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表59〉
- 12. 別表1-(9)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表60)
- 13. 第2項に定める別表及び前9項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (平成11年5月25日 第152回理事会)

- 1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成12年4月1日から平成16年3月31日までの間、外国語学部・法学部の各年度の入学定員は次のとおりとする。

学 部 学 科 入 学 定 員(収容定員)

平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 外国語学部 英米語学科 165人 165人 160人 155人 150人 150人 150人 (730人) (730人) (725人) (715人) (700人) (685人) (675人) 中国語学科 55人 55人 55人 55人 55人 55人 55人 (220人) (220人) (220人) (220人) (220人) (220人) (220人) 法 学 部 政治学科 125人 120人 110人 135人 115人 110人 110人 (585人) (560人) (530人) (495人) (470人) (455人) (445人) 125人 法律学科 125人 145人 140人 135人 130人 125人 (595人) (585人) (570人) (550人) (530人) (515人) (505人)

附 則(平成11年10月26日 第154回理事会)

- 1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 第9条、第35条及び第58条の別表の適用については、次のとおりとする。 (省略表61)
- 3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表62〉
- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表63〉
- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表64〉
- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表65)
- 8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表66〉
- 9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表67〉

- 10. 別表1-(7)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表68)
- 11. 第2項に定める別表及び前7項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (平成12年7月21日 第161回理事会)

- 1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2. この学則の施行により、平成11年5月25日 (第152回理事会) 改正の附則を廃止する。
- 3. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間の各年度の入学定員及び平成13年4月1日から平成19年3月31日までの間の各年度の収容定員は次のとおりとする。

学		部	学		科		入	学	定	員	(収容定	(員)	
						平成13年度	平成14年度	平成15	5年度	平成]	6年度	平成17年度	平成18年度
薬	学	涪	薬	学	科	140人	140人	140	人	14	0人	140人	140人
						(500人)	(520人)	(540	人)	(56	0人)	(560人)	(560人)
			衛生	主薬学	学科	140人	140人	140	人	14	0人	140人	140人
						(440人)	(480人)	(520	人)	(56	0人)	(560人)	(560人)
外国	国語学	≄部	英》	米語 学	学科	135人	130人	125	人	12	0人	120人	120人
						(700人)	(665人)	(625	人)	(58	0人)	(565人)	(555人)
			中国	国語 4	学科	40人	40人	40	人	4	0人	40人	40人
						(215人)	(210人)	(195	人)	(18	0人)	(180人)	(180人)
法	学	涪	政	治学	科	115人	110人	105	人	10	0人	100人	100人
						(550人)	(510人)	(465	人)	(43	0人)	(415人)	(405人)
			法	律学	:科	135人	130人	125	人	12	0人	120人	120人

附 則 (平成13年3月27日 第166回理事会)

(580人)

- 1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2. 第9条、第35条及び第58条の別表の適用については、次のとおりとする。

(560人)

〈省略表69〉

3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。

(535人)

(510人)

(495人)

(485人)

4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表70〉

〈省略表71〉

〈省略表72〉

- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (名數表73)
- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表74)
- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表75〉
- 8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表76〉
- 9. 第2項に定める別表及び前5項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成14年1月23日 第174回理事会)

- 1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2. この学則の施行により、平成12年7月21日 (第161回理事会) 改正の附則を廃止する。
- 3. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成15年度の入学定員及び平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間の各年度の収容定員は次のとおりとする。

学 部 学 科 入 学 定 員(収容定員)

平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 薬 学 部 薬 学 科 140人 140人 140人 140人 (540人) (560人) (560人) (560人) 衛生薬学科 140人 140人 140人 140人 (560人) (560人) (520人) (560人) 外国語学部 英米語学科 120人 125人 120人 120人 (625人) (580人) (565人) (555人) 中国語学科 40人 40人 40人 40人 (180人) (180人) (195人) (180人) 法 学 部 政治学科 105人 100人 100人 100人 (505人) (510人) (495人) (485人) 法律学科 125人 120人 120人 120人 (670人) (655人) (615人) (645人)

附 則(平成14年3月27日 第177回理事会)

- 1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 第9条、第35条及び第58条の別表の適用については、次のとおりとする。 〈省略表77〉
- 3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。

4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表78

〈省略表79〉

(省略表80)

5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表81〉

〈省略表82〉

〈省略表83〉

6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略素84)

- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 /労略素95\
- 8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表86)
- 9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表87〉
- 10. 第2項に定める別表及び前6項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (平成15年6月9日一部改正 第187回理事会)

- 1. この学則は、平成15年6月9日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2. 第2条第2項及び第4項に定める大学院法務研究科に関する規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年9月11日 第188回理事会)

科

本小建筑机

- 1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2. 外国語学部及び法学部は、在学生の卒業をもって廃止する。
- 3. 第17条の規定にかかわらず、外国語学部卒業者には学士(文学)、法学部卒業者には学士(法学)の学位を授与する。
- 4. 第2条第1項に定める編入学定員は、平成18年4月1日から適用する。
- 5. この学則の施行により、平成14年1月23日 (第174回理事会) 改正の附則を廃止する。

平成16年度 平成17年度

6. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度の編入学定員ならびに平成16年度乃至平成18年度の収容定員は次のとおりとする。 ○編入学定員

クトに	国語 与	产当)	央ク	大語-	子科	35人		55人		
			中国	回語:	学科	10人	1	.0人		
法	学	部	政治	台学科	斗	40人	4	10人		
			法律	津学和	斗	80人	8	80人		
〇収3	容定員	į								
学		部	学		科	平成16年度	平	成17年度	平原	以18年度
薬	学	部	薬	学	科	650人		740人		830人
			衛生	上薬学	学科	650人		740人		830人
外	国語学		英》	长語:	学科	460人		325人		160人
			中国	回語:	学科	140人		100人		50人
法	学	部	政治	台学科	斗	410人		295人		145人
			法律	津学利	斗	550人		415人		205人
未到		き 学部	未列	长文化	比創造学科	100人		200人		345人
			未到	长社会	会創造学科	100人		200人		420人

7. 第9条及び第35条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表88〉

学 部

从国际兴办

- 8. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
- 9. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表89〉

〈省略表90〉

- 10. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (名略表91)
- 11. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表92)
- 12. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表93)
- 13. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表94〉
- 14. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表95〉
- 15. 第7項に定める別表及び前6項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。
- 16. 外国語学部及び法学部の学生の教育職員免許状を得るための課程は次のとおりとする。

教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法その他の関係法規に定める所定の単位を修得しなければならない。

教育職員免許状の取得に必要な授業科目及び単位数は下表のとおりとし、その履修方法について必要な事項は、別に定める。

本学において取得できる教育職員免許状は、次に掲げるものとする。

〈省略表127〉

[平成12年度以降入学生の適用表]

教育職員免許状取得に関する修得単位数

〈省略表128〉

教職に関する学科目の名称及び単位数

〈省略表129〉

教科に関する学科目の名称及び単位数(英米語学科)

〈省略表130〉

教科に関する学科目の名称及び単位数 (中国語学科)

〈省略表131〉

教科に関する学科目の名称及び単位数 (政治学科)

〈省略表132〉

〈省略表133〉

〈省略表134〉

教科に関する学科目の名称及び単位数 (法律学科)

〈省略表135〉

〈省略表136〉

〈省略表137〉

教育職員免許法施行規則第66条の5に定める科目

〈省略表138〉

「平成11年度以前入学生の適用表(中国語学科)]

教科及び教職に関する学科目の名称ならびに単位数

〈省略表139〉

教科に関する科目及び単位数

〈省略表140〉

[平成11年度以前入学生の適用表(英米語学科、政治学科及び法律学科)]

教科及び教職に関する学科目の名称並びに単位数

〈省略表141〉

教科に関する科目及び単位数 (英米語学科)

〈省略表142〉

教科に関する科目及び単位数 (政治学科)

〈省略表143〉

教科に関する科目及び単位数 (法律学科)

〈省略表144〉

附 則(平成15年12月15日 第190回理事会)

- 1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2. この学則の施行により、平成15年6月9日 (第187回理事会) 改正の附則を廃止する。

附 則(平成16年2月24日 第192回理事会)

- 1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2. 第9条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表96〉

- 3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表97)
- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表98〉

〈省略表99〉

- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表100)
- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表101〉
- 8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表102)
- 9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表103〉
- 10. 第2項に定める別表及び前6項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (平成17年3月28日 第200回理事会)

- 1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2. 学校教育法改正(平成16年5月21日)に伴い、旧学則に定める修業年限4年の薬学部は平成17年度をもって募集を停止し、在学生の卒業をもってこれを廃止する。
- 3. この学則の施行により、平成15年9月11日(第188回理事会)改正の附則第6項のうち、平成18年度以降の収容定員につき、次のとおり改訂する。

○収容定員

学	部	学		科	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
薬学部	(新課程)	薬	学	科	306人	612人	918人	1224人	1530人	1836人
薬学部	(旧課程)	薬	学	科	600人	460人	230人	_	_	_
		衛生	上薬	学科	600人	460人	230人	_	_	_
未来創	創造学部	未来文化創造学科		345人	490人	490人	490人	490人	490人	
		未来社	会創	造学科	420人	640人	640人	640人	640人	640人
外国	語学部	英》	长語:	学科	160人	_	_	_	_	_
		中国	国語:	学科	50人	_	_	_	_	_
法	学 部	政	治学	科	145人	_	_	_	_	_
		法	律学	科	205人	_	_	_	_	_

4. 第9条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表104〉

- 5. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
- 6. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表105〉

〈省略表106〉

- 7. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表107)
- 8. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表108)

〈省略表109〉

- 9. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表110)
- 10. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表111)
- 11. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表112)
- 12. 別表1-(7)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表113)
- 13. 第4項に定める別表及び前7項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (平成18年3月24日 第206回理事会)

- 1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2. 第34条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表114〉

附 則(平成18年12月13日 第208回理事会)

- 1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2. 第8条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表115〉

- 3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の適用の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表116〉
- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表117〉

〈省略表118〉

- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (名歌表110)
- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表120)

〈省略表121〉

8. 第2項に定める別表及び前4項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成19年3月28日 第210回理事会)

- 1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2. 第8条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表122〉

- 3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の適用の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表123〉
- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表124〉
- 〈省略表125〉
- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表126)
- 7. 第2項に定める別表及び前4項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成19年7月27日 第213回理事会)

- 1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2. 未来文化創造学科及び未来社会創造学科は、在学生の卒業をもって廃止する。
- 3. 第16条の規定にかかわらず、未来文化創造学科卒業者には学士(文学)、未来社会創造学科卒業者には学士(法学)の学位を授与する。
- 4. 第2条第1項に定める編入学定員は、平成22年4月1日から適用する。
- 5. この学則の施行により、平成17年3月28日(第200回理事会)改正の附則第3項を廃止する。
- 6. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度の編入学定員ならびに平成20年度乃至平成23年度の収容定員は次のとおりとする。 ○編入学定員

学 部	学科	平成20年度	平成21年度
未来創造学部	未来文化創造学科	45人	45人
	未来社会創造学科	120人	120人

○収容定員

O DI II /C/						
学 部	学	科	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
薬学部(新課程)	薬 学	科	918人	1224人	1530人	1836人
薬学部(旧課程)	薬 学	科	230人	_	_	_
	衛生薬	学 科	230人	_	_	_
未来創造学部	未来文化創	造学科	390人	290人	145人	_
	未来社会創	造学科	540人	440人	220人	_

国際教養学科 100人 200人 345人 490人 国際マネジメント学科 100人 200人 420人 640人

7. 第8条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表145〉

- 8. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の適用の対象学生に適用する。
- 9. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表146)
- 10. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表147〉
- 11. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表148)

〈省略表149〉

- 12. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表150)
- 13. 第7項に定める別表及び前4項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (平成20年3月27日 第216回理事会)

- 1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2. 第8条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表151

- 3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の適用の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
- 5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表153)
- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 〈省略表154〉

〈省略表155〉

7. 第2項に定める別表及び前4項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (平成21年3月25日 第221回理事会)

- 1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 第8条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。 (省略表156)
- 3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1及び別表1-(1)の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (全数表157)
- 5. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表158)
- 6. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表160〉

7. 第2項に定める別表及び前3項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成22年5月27日 第227回理事会)

- 1. この学則は、平成22年5月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2. 大学院薬学研究科博士前期課程は、在学生の修了をもって廃止し、博士後期課程は、平成23年度入学生が在籍しなくなった年度をもって廃止する。
- 3. 第2条第3項の規定にかかわらず、大学院薬学研究科の平成22年度から平成25年度までの収容定員は次のとおりとする。
- 課 程 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度

 博士前期課程
 20人

 博士後期課程
 15人
 15人
 10人
 5人

4. 第8条、第57条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表161〉

- 5. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1及び別表1-(1)、別表1-(2)の対象学生に適用する。
- 6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表157)
- 7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表158)
- 8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表159)

〈省略表160〉

9. 第4項に定める別表及び前3項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成23年3月29日 第230回理事会)

- 1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表162〉

- 3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1及び別表1-(1)、別表1-(2)の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表157)
- 5. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表158)

- 6. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。 (省略表160)
- 7. 第2項に定める別表及び前3項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成23年4月22日 第231回理事会)

1. この学則は、平成23年4月22日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年3月30日 第235回理事会)

- 1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対象	備考
第	別表1	・平成20年度以降の薬学部入学生・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成20年4月1日施行 平成22年4月1日適用
8	別表1-(1)	・平成21年度以降の未来創造学部入学生	平成21年4月1日施行
条	別表1-(2)	・平成20年度以降の未来創造学部入学生	平成20年4月1日施行
	別表1-(3)	・平成18年度以降の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
第 34 条	別表2	・平成18年度薬学部入学生以降・平成18年度未来創造学部入学生以降	平成18年4月1日施行
第 57	別表3	・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用
条	別表3-(1)	・平成21年度の未来創造学部入学生	平成21年4月1日施行

- 3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1及び別表1-(1)、別表1-(2)の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

				薬学部
	必修科目	英 語	8単位	
_T		教養演習科目	2単位	
群	選択科目	基礎 科目	٦	10単位以上
和干		教養演習科目		
			合	計20単位以上
	必修科目	専門 科目	112単位	
п		実習系 科 目	43単位	
群	選択科目	専門 科目	8単位以上 —	13単位以上
和干		コース 科 目	5単位 ——	
			合	計168単位以上
合				188単位以上
計				100井/17以工

5. 第2項に定める別表及び前項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成25年3月15日 第240回理事会)

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日 第248回理事会)

- 1. この学則は、平成26年6月30日から施行する。
- 2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備考
第	別表1	・平成20年度以降の薬学部入学生・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成20年4月1日施行 平成22年4月1日適用
8 条	別表1-(1)	・平成21年度以降の未来創造学部入学生	平成21年4月1日施行
	別表1-(2)	・平成18年度以降の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
第 34 条	別表2	・平成18年度薬学部入学生以降 ・平成18年度未来創造学部入学生以降	平成18年4月1日施行
第 57 条	別表3	・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用

3. 第2項に定める別表は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(平成27年3月18日改正平成26年度第17回全学教授会、平成27年3月25日第252回理事会)

- 1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

ſ			対象	備考	
Ī	第8条		・平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行	
		別表1	・平成27年度以降の未来創造学部入学生	平成27年4月1日旭1	
			・平成20年度以降の薬学部入学生	平成20年4月1日施行	
		別表1-(1)			

		・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用
		・平成27年度以降入学の未来創造学部編入留学生	平成27年4月1日施行
	別表1-(2)	・平成18年度以降の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
## 0 1 /8		・平成18年度以降の薬学部入学生	亚라10左4月1日长行
第34条	別表2	・平成18年度以降の未来創造学部入学生	平成18年4月1日施行
第57条	別表3	・平成27年度以降の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
初り木	別表3-(1)	・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用

	別表3-	(1) ・平成22年度以降の未来創造字部入字生 平成22年4月	月1口週州							
		める「在学中に履修しなかればならない学科目及び単位数」は別表1								
4. 5	別表1-(1)及	び別表1-(2)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない	学科目及び単位数 学部	は、次のとおりとする。						
	必修科目		, □)							
I 群	教養演習科目 2単位 2単位 10単位以上 数養演習科目									
II 群 専門科目 112単位										
合計		188	単位以上							
		未来創	造学部							
		国際教養学科		国際マネジメント学科						
	外国語科目	(※28単位まで語学専修科目群に含めることができる。)	外 国 語 科 目	英語 28単位 中国語 22単位 日本語 28単位						
基礎教育科目群語学専		健康科目 4単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 合計24単位以上 専修英語科目又は専修中国語科目から50単位以上 (ただし、28単位までは外国語科目で替えることができる。)	基礎教育科目群	健康科目 4単位以上 演習科目 16単位 未来創造科目 4単位 情報科目 2単位 合計26単位以上						
	修科目群 国際教養科目群	40単位以上	国際マネジメント科目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上						
	国際マネジメント科目群	14単位以上	国際教養科目群	14単位以上						

合	128単位以上	合	128単位以上
計		計	

5. 第2項に定める別表及び第4項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (平成28年2月26日 第258回理事会)

- 1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2. 未来創造学部国際教養学科は、学生募集を停止し、在学生の卒業を持って廃止する。

- 3. 未来創造学部国際マネジメント学科は、平成29年4月1日から経済経営学部マネジメント学科に名称を変更する。未来創造学部国際マネジメント学科は、変更後の 学則の規定にかかわらず、当該学科に在籍する学生がいなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4. 第2条第1項に定める国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科及び経済経営学部マネジメント学科の編入学定員は平成31年4月1日から適用する。
- 5. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成29年度及び平成30年度の未来創造学部の編入学定員並びに平成29年度からの平成34年度までの収容定員は次のとおりとす

○編入学定員	学	部	学	科		平成29年度	平成	30年度	未来創造学	部 国際教	養学科	45人
45人					国際マ	ネジメント学	科 120.	人	120人			
○収容定員												
学部			学科			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
薬学部			薬学科			1750人	1664人	1578人	1492人	1406人	1320人	
未来創造学部			国際教養学	科		390人	290人	145人	_	_	_	
			国際マネジ	メント学科		540人	440人	220人	_	_	_	
経済経営学部			マネジメン	ト学科		200人	400人	723人	1046人	1046人	1046人	
国際コミュニケー	-ション学	部	国際コミュ	ニケーショ	ン学科	80人	160人	260人	360人	360人	360人	
医療保健学部			医療技術学	科		60人	120人	180人	240人	240人	240人	

6. 第2条の2の規定にかかわらず、未来創造学部国際教養学科、国際マネジメント学科の人材養成の目的はつぎのとおりとする。

- 1		グローバルな視野と異文化への深い理解、高いコミュニケーション力により、世界の人々と自由闊達に意見交換し、現代社会に生起するさまざまな課題 に的確に対応し、あるべき未来を自ら創造できる人間力あふれる人材を養成する。
- 1	国際教養 学科	英語又は中国語のコミュニケーション力を身につけ、国際感覚と豊かな教養を備えた、地域社会と国際社会で活躍できる人材を養成する。
- 1		国際的な視野での実務的マネジメント力を身につけ、かつ幅広い知識と教養及び外国語コミュニケーション力を備えた、地域社会と国際社会で活躍できる人材を養成する。

- 7. 第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、未来創造学部の修業年限は4年とし、在学期間は8年をこえないものとする。
- 8. 第16条の規定にかかわらず、未来創造学部国際教養学科卒業生には学士(文学)、未来創造学部国際マネジメント学科の卒業生には学士(マネジメント学)の学 位を授与する。
- 9. 第58条の規定にかかわらず、未来創造学部国際教養学科及び国際マネジメント学科において取得できる教育職員免許状は次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
未来創造学部	国際教養学科	中学校教諭 1種免許状	英語
	国际教養子科	高等学校教諭 1種免許状	火
	国際マネジメント学科	中学校教諭 1種免許状	社会、保健体育
		高等学校教諭 1種免許状	地理歴史、公民、保健体育

10. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用について、次のとおりとする。

		対象	備考
		・平成27年度以降の薬学部入学生	亚代97年4月1日长行
		・平成27年度以降の未来創造学入学生	平成27年4月1日施行
	別表1	・平成29年度以降の経済経営学部入学生	
第		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
8		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
条		・平成20年度以降の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
	別表1-(1)	・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用
		・平成27年度以降入学の未来創造学部編入留学生	平成27年4月1日施行
	別表1-(2)	・平成18年度以降の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
	別表2	・平成29年度以降の薬学部入学生	
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	亚产00万4月1日长年
第 38		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
30 条		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
210	別表2-(1)	・平成18年度以降の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
	为73交2-(1)	・平成18年度以降の未来創造学部入学生	平成18年4月1日施门
		・平成27年度以降の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
第	別表3	・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
57 条		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
-/<	別表3-(1)	・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用

- 11. 第10条に定める「在籍中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。
- 12. 別表1-(1)及び別表1-(2)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

					薬学部		
	必修科目	英 語 教養演習科目	8単位 2単位				
I群	選択科目	基 礎 科 目 教養演習科目	٦ _			10単位以上	
				合計20単位以上			
	必修科目	専門 科目	112単位				
		実習系 科 目	43単位				
Ⅱ群	選択科目上	専 門 科 目	8単位以上	٦			13単位以
		コース 科 目	5単位 —				
				合計168単位以上			
合計					188単位以上		

	未来	創造学部		
	国際教養学科	国際マネジメント学科		
外国語科目	(※28単位まで語学専修科目群に含めることができる。)	外国語科目	英語 28単位 中国語 22単位 日本語 28単位	
基礎教育科目群	健康科目 4単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 合計24単位以上	基礎教育科目群	健康科目 4単位以上 演習科目 16単位 未来創造科目 4単位 情報科目 2単位 合計26単位以上	
語学専修科目群	専修英語科目又は専修中国語科目から50単位以上 (ただし、28単位までは外国語科目で替えることができる。)	空 峽 扒 目行口 4+		
国際教養 科目群	40単位以上	国際マネジメント 科目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上	
国際マネジメント 科目群	14単位以上	国際教養科目群	14単位以上	
合計	128単位以上	合計	128単位以上	

^{13.} 第10項に定める別表及び第12項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則(改正 平成29年2月22日 第13回全学教授会 平成28年3月22日 第264回理事会決定)

- 1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対象	備考
		・平成27年度以降の薬学部入学生	
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	
	別表1	・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
第 8		・平成29年度及び平成30年度の未来創造学部編入学生	
条		・平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
1,4	別表1-(1)	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
		・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部編入留学生	十八次21十年月1日加1
	別表1-(2)	・平成18年度及び平成19年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
		・平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用
		・平成29年度以降の薬学部入学生	
	別表2	・平成29年度以降の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
第 34		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	十成29十年月1日施11
条		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
	別表2-(1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
	別	・平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生	十成10十年月1日施11
	別表3	・平成29年度以降の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
第 57	川衣る	・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
条	別表3-(1)	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
	別表3-(2)	・平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用

- 3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1)に適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

					薬学部
I群	必修科目	英	語	8単位	
		教養演習	3科目	2単位	
	選択科目	基 礎	科 目 -	1	10単位以上

	教養演習科目 「」
	合計20単位以上
	必修科目 専門 科目 112単位
	実習系 科 目 43単位
Ⅱ群	選択科目 専門 科目 8単位以上 ¬
11 4年	13単位以上
	コース 科 目 5単位
	合計168単位以上
合計	188単位以上

	未来創	造学部		
	国際教養学科	国際マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語を 選択	英語 22単位以上 日本語 22単位以上 中国語 22単位以上	外国語科目 ※いずれかの言語を 選択	英語 12単位以上 日本語 12単位以上 中国語 12単位以上	
基礎教育 科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目 は卒業要件修得単位数に算入する。	基礎教育 科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は 卒業要件修得単位数に算入する。	
国際教養 科目群	必修 10単位 選択 40単位以上 合計 50単位以上	国際マネジメント科 目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上	
国際マネジメント科 目群	卒業要件修得単位数に算入する。	国際教養 科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	
_	_	スポーツ専門実技科 目群	教職科目 9単位 サッカー指定科目 14単位 ※卒業要件修得単位数に算入する	
合計	128単位以上	合計	128単位以上	

5. 別表1-(2)に適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

			薬学部
	必修科目	英 語	8単位
I群		教養演習科目	2単位
1 石井	選択科目	基礎科目、教養演習科	目 10単位以上
			合計20単位以上
	必修科目	専門 科目 112単	单位
		実習系 科 目 43単	单位
Ⅱ群	選択科目	専門科目 8単	单位以上
		コース 科 目 5単	单位
			合計168単位以上
合計			188単位以上

	未来創	造学部		
	国際マネジメント学科	国際教養学科		
外国語科目	英語 28単位 中国語 22単位 日本語 28単位	外国語科目	(※28単位まで語学専修科目群に含めることができる。)	
基礎教育 科目群	健康科目 4単位以上 演習科目 16単位 未来創造科目 4単位 情報科目 2単位以上	基礎教育科目群	健康科目 4単位上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 合計 24単位以上	
	合計 26単位以上	語学専修 科目群	専修英語科目又は専修中国語科目から50単位以上(ただし、28単位までは外国語科目で替えることができる)	
国際マネジメント 科目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上	国際教養科目群	40単位以上	
国際教養 科目群	14単位以上	国際マネジメント 科目群	14単位以上	
合計	128単位以上	合計	128単位以上	

^{6.} 第2項に定める別表及び第4項及び第5項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (改正 平成30年2月21日平成29年度第13回全学教授会 平成30年3月23日第271回理事会 平成30年3月28日理事長決定)

- 1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2. 第35条第2項は、平成29年4月1日以降に在籍する全学生に適用する。

附 則 (改正 平成30年2月21日第13回全学教授会 平成30年3月23日第271回理事会 決定)

- 1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成31年度から平成36年度までの収容定員は次のとおりとする。

○収容定員

学部	学科	平成31 年度	平成32 年度	平成33 年度	平成34 年度	平成35 年度	平成36 年度
薬学部	薬学科	1558人	1452人	1346人	1240人	1220人	1200人
未来創造学部	国際教養学科	145人	_	_	_	_	_
	国際マネジメント学科	220人	_	_	_	_	_
経済経営学部	マネジメント学科	753人	1106人	1136人	1166人	1166人	1166人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	260人	360人	360人	360人	360人	360人
医療保健学部	医療技術学科	180人	240人	240人	240人	240人	240人

3. 第2条の2の規定にかかわらず、平成29年度及び平成30年度の経済経営学部マネジメント学科入学生の人材養成の目的は次のとおりとする。

経済経営学部

グローバルな視野と異文化への深い理解、高いコミュニケーション力により、世界の人々と自由闊達に意見交換し、現代社会に生起するさまざまな課題に的確に対応し、あるべき未来を自ら創造できる人間力あふれる人材を養成する。

マネジメント学科

国際的な視野での実務的マネジメント力を身につけ、かつ幅広い知識と教養及び外国語コミュニケーション力を備えた、地域社会と国際社会で活躍できる人材を 養成する。

4. 第58条の規定にかかわらず、平成29年度及び平成30年度の経済経営学部マネジメント学科入学生が取得できる教育職員免許状は次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経済経営学部	マネジメント学科	中学校教諭 1 種免許状	社会、保健体育
		高等学校教諭 1 種免許状	地理歷史、公民、保健体育

5. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備考
		・2019年度以降の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日旭1
	別表1	・平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	75-200/5484845
		・平成29年度及び平成30年度の未来創造学部編入留学生	平成29年4月1日施行
第		・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	75-200/5484845
8 条		・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
//	別表1- (1)	・平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
		・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	Ti-200/5 4 E 4 E 4 E 4 E 4
		・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部編入留学生	平成27年4月1日施行
	Bil + (0)	・平成18年度及び平成19年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
	別表1- (2)	・平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日施行
		・平成29年度以降の薬学部入学生	
	III = 0	・平成29年度以降の経済経営学部入学生	T-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
第	別表2	・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
34 条		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
//	B(= 0 (1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	亚-210 左4日1日长年
	別表2- (1)	・平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生	平成18年4月1日施行
	III = 0	・2019年度以降の経済経営学部入学生	0010年4日1日45年
第	別表3	・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日施行
57	即(本2) (1)	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	亚比90年4月1日安存
条	別表3- (1)	・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
	別表3- (2)	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行

- 6. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。
- 7. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

経済経営学部 マネジメント学科			
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上	
基礎教育科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上	

	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要件修得単位数に算入する。		
国際マネジメント 科目群	必修 選択	10単位 50単位以上	
		合計 60単位以上	
国際教養科目群		卒業要件修得単位数に算入する。	
スポーツ専門実技 科目群	教職科目 サッカー指定科目	9単位 14単位	
	※卒業要件修得単位数に算入する		
合計	128単位以上		

	国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科			
	基礎科目	8単位		
	語学科目	40単位以上(必修20単位含む)		
	言語理解科目	40単位以上 ※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く4単位以		
専門教育科目	日本・国際理解科目	上修得する。		
号 1 秋 月 11 日	専門演習科目	12単位 ※海外留学A~Dを修得した当該期間中の専門演習科目の単位修得は免除する。		
	海外留学科目	※海外留学A~Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位修得を免除し、修得した単位を卒業要件修得単位とする。		
		計100単位以上		
一般教育科目		8単位以上(必修4単位含む)		
キャリア科目		4単位以上(必修2単位含む)		
合計		124単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法 I \sim IV」8単位を上限に含めることができる。		

	薬学部
	必修科目 英 語 8単位 教養演習科目 2単位
I群	選択科目 基 礎 科 目 ¬ 10単位以上 教養演習科目 ¬ 10単位以上
	合計20単位以上
	必修科目 専門科目 112単位
	実習系科目 43単位
Ⅱ群	選択科目 専門科目 8単位以上 ¬ 13単位以上
	コース 科 目 5単位 ――」
	合計168単位以上
合計	188単位以上

	未来創造学部				
	国際教養学科	国際マネジメント学科			
外国語科目 ※いずれかの言語を 選択	英語 22単位以上 日本語 22単位以上 中国語 22単位以上	外国語科目 ※いずれかの言語を 選択	英語 12単位以上 日本語 12単位以上 中国語 12単位以上		
基礎教育 科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目 は卒業要件修得単位数に算入する。	基礎教育 科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は 卒業要件修得単位数に算入する。		
国際教養 科目群	必修 10単位 選択 40単位以上 合計 50単位以上	国際マネジメント科 目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上		
国際マネジメント科 目群	卒業要件修得単位数に算入する。	国際教養 科目群	卒業要件修得単位数に算入する。		
_	_	スポーツ専門実技科 目群	教職科目 9単位 サッカー指定科目 14単位 ※卒業要件修得単位数に算入する		
合計	128単位以上	合計	128単位以上		

^{8.} 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

I群	必修科目 英 語 8単位 教養演習科目 2単位 選択科目 基礎 科目 ¬ 教養演習科目 J	10単位以上
	WEIGHT I	合計20単位以上
Ⅱ群	必修科目 専門科目 112単位 実習系科目 43単位 選択科目 専門科目 8単位以上	13単位以上
	コース科目 5単位	合計168単位以上
合計		188単位以上

	未来創造学部				
国際教養学科			国際マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語 を選択	英語 日本語 中国語	22単位以上 22単位以上 22単位以上	外国語科目 ※いずれかの 言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上
基礎 教育 科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上	基礎 教育 科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上
71 H #F	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業 単要件修得単位数に算入する。		TI H #F	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業 単要件修得単位数に算入する。	
国際教養科目群	必修 選択	10単位 40単位以上	国際マネジメント科目群	必修 選択	10単位 50単位以上
	合計 50単位以上		. , , , , , , , ,	合計 60単位	立以上
国際マネジメント 科目群	卒業要件修得単位数に算入する。		国際教養科目 群	卒業要件修得単位数に算入する。	
_	_		スポーツ専門 実技科目群	教職科目 サッカー指定科目 ※卒業要件修得単位数に算入する。	9単位 14単位
合計	128単位以上		合計	128単位以	人上

9. 第4項に定める別表及び第7項乃至第8項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (改正 2018 (平成30) 年7月31日第5回全学教授会 2018年9月19日第273回理事会決定)

- 1. この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

	COLOR DE DE DUBB A DE WAR I WAR	
	・2019年度以降の薬学部入学生	
	・2019年度以降の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
別表1	・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
	・平成29年度以降の医療保健学部入学生	平成29年4月1日施行
	・平成29年度及び平成30年度の未来創造学部編入留学生	平成29年4月1日施1
	・平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行
	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
別表1- (1)	・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施门
	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部編入留学生	平成27年4月1日施1
即(本1 (0)	・平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
別衣1- (2)	・平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日施行
別表1- (3)	・平成18年度及び平成19年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
	・平成29年度以降の薬学部入学生	
Bil ≠ o	・平成29年度以降の経済経営学部入学生	亚比00年4月1日长行
別衣2	・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
	・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
□(±0 (1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	亚产10年4月1日长年
別表2- (1)	・平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生	平成18年4月1日施行
Bil ≠ o	・2019年度以降の経済経営学部入学生	- 2019年4月1日施行
別表3	・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2019 ⁴ 月1日
別表3- (1)	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
	別表1- (1) 別表1- (2) 別表1- (3) 別表2- (1) 別表3	

・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生		
別表3- (2)	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行

- 3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。 4. 別表1-(1) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

		薬学部	
I群	【必修科目】 総合教養教育科目(語学・運動) 薬学準備教育、実習系科目	5単位 10単位	計15単位
Ⅱ群	【必修科目】 薬学専門教育科目 実習系科目 アドバンスト教育専門コース演習科目	113単位 44.5単位 5単位	計162.5単位
I·II群	【選択科目】 総合教養教育科目・1~3年次薬学専門教育科目 4年次薬学専門教育科目	8単位以上 4単位以上	計12単位以上
合計		189. 5単位以上	

	経済経営学部 マネジメント学科			
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上		
基礎教育科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上		
	※キャリア科目の一部、シティカレッジ	合計 28単位以上 科目、留学科目は卒業単要件修得単位数に算入する。		
国際マネジメント 科目群	必修 選択	10単位 50単位以上		
		合計 60単位以上		
国際教養科目群	선내바지 ㅁ	卒業要件修得単位数に算入する。		
スポーツ専門実技 科目群	教職科目 サッカー指定科目	9単位 14単位		
	※卒業要件修得単位数に算入する			
合計	128単位以上			

	国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科			
	基礎科目	8単位		
	語学科目	40単位以上(必修20単位含む)		
	言語理解科目	40単位以上 ※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く4単位以		
専門教育科目	日本・国際理解科目	上修得する。		
专门权目杆日	専門演習科目	12単位 ※海外留学A~Dを修得した当該期間中の専門演習科目の単位修得は免除する。		
	海外留学科目	※海外留学A~Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位修得を免除し、修得した単位を卒業要件修得単位とする。		
		計100単位以上		
一般教育科目		8単位以上(必修4単位含む)		
キャリア科目		4単位以上(必修2単位含む)		
合計		124 単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法 I \sim IV」 8 単位を上限に含めることができる。		

	未来創造学部			
	国際教養学科	国際マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語を 選択	英語 22単位以上 日本語 22単位以上 中国語 22単位以上	外国語科目英語12単位以上※いずれかの言語を日本語12単位以上選択中国語12単位以上		
基礎教育 科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位	基礎教育 科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位	

	演習科目 16単位 情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目 は卒業要件修得単位数に算入する。		演習科目 16単位 情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は 卒業要件修得単位数に算入する。
国際教養科目群	必修 10単位 選択 40単位以上 合計 50単位以上	国際マネジメント科 目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上
国際マネジメント科 目群	卒業要件修得単位数に算入する。	国際教養 科目群	卒業要件修得単位数に算入する。
_	_	スポーツ専門実技科 目群	教職科目 9単位 サッカー指定科目 14単位 ※卒業要件修得単位数に算入する
合計	128単位以上	合計	128単位以上

5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

	薬学部		
	必修科目 英 語 8単位 教養演習科目 2単位		
I群		10単位以上	
	教養演習科目 [」] 合計20単位以上		
	必修科目 専門科目 112単位		
	実習系科目 43単位		
Ⅱ群	選択科目 専門科目 8単位以上 ¬	13単位以上	
	コース 科 目 5単位 ――」		
	合計168単位以上		
合計		188単位以上	

	未来創造学部				
	国際マネジメント学科		国際教養学科		
外国語科目	英語 28単位 中国語 22単位 日本語 28単位	外国語科目	(※28単位まで語学専修科目群に含めることができる。)		
基礎教育 科目群	健康科目 4単位以上 演習科目 16単位 未来創造科目 4単位 情報科目 2単位以上	基礎教育科目群	健康科目 4単位上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 合計 24単位以上		
	合計 26単位以上	語学専修 科目群	専修英語科目又は専修中国語科目から50単位以上(ただし、28単位までは外国語科目で替えることができる)		
国際マネジメント 科目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上	国際教養 科目群	40単位以上		
国際教養 科目群	14単位以上	国際マネジメント 科目群	14単位以上		
合計	128単位以上	合計	128単位以上		

6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

		薬学部
	必修科目 英 語 8単位	
T #¥	教養演習科目 2単位	
I群	選択科目 基礎科目、教養演習科目 10単位以	
		合計20単位以上
	必修科目 専門科目 112単位	
	実習系科目 43単位	
Ⅱ群	選択科目 専門科目 8単位以上	
	コース科目 5単位	
		合計168単位以上
合計		188単位以上

- 7. 第2項に定める別表及び第4項乃至第6項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。
 - 附 則 (改正 2019(平成31)年2月8日第10回全学教授会 2019年3月26日第276回理事会決定)
- 1. この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備考
		・2019年度以降の薬学部入学生	
		・2019年度以降の経済経営学部入学生	0010年4月1日#7年
	別表1	・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	— 2019年4月1日施行
		・2019年度及び2020年度の経済経営学部マネジメント学科編入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	平成29年4月1日施行
第		・平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行
8		・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	
条	別表1- (1)	・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度及び平成30年度の未来創造学部編入留学生	
		・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
		・平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
	別表1- (2)	・平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日施行
		・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部編入留学生	平成27年4月1日施行
		・平成29年度以降の薬学部入学生	
l	即中	・平成29年度以降の経済経営学部入学生	- - 平成29年4月1日施行
第 34	別表2	・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	一 平成29平4月1日施11
条		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
"	別表2- (1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
	別衣2- (1)	・平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生	一 平成18年4月1日旭11
	別表3	・2019年度以降の経済経営学部入学生	- 2019年4月1日施行
第	別扱う	・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日旭11
57	別表3- (1)	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
条	<i>η</i> 14χ3− (1)	・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	十八八人3十4月1日旭刊
	別表3- (2)	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行

- 3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。
- 4. 別表1-(1) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

		薬学部	
I群	【必修科目】 総合教養教育科目(語学・運動) 薬学準備教育、実習系科目	5単位 10単位	計15単位
Π群	【必修科目】 薬学専門教育科目 実習系科目 アドバンスト教育専門コース演習科目	113単位 44. 5単位 5単位	計162. 5単位
I·Ⅲ群	【選択科目】 総合教養教育科目・1~3年次薬学専門教育科目 4年次薬学専門教育科目	8単位以上 4単位以上	計12単位以上
合計		189.5単位以上	

	経済経営学部 マネジメント学科			
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上		
基礎教育科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 冷計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要件修得単位数に算入する。			
国際マネジメント 科目群	必修 選択	10単位 50単位以上 合計 60単位以上		
国際教養科目群		卒業要件修得単位数に算入する。		
スポーツ専門実技 科目群	教職科目 9単位 サッカー指定科目 14単位 ※卒業要件修得単位数に算入する 14単位			
合計	128単位以上			

	国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科			
	基礎科目	8単位		
	語学科目	40単位以上(必修20単位含む)		
	言語理解科目	40単位以上 ※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く4単位以		
専門教育科目	日本・国際理解科目	上修得する。		
サロ教育作品	専門演習科目	12単位 ※海外留学A~Dを修得した当該期間中の専門演習科目の単位修得は免除する。		
	海外留学科目	※海外留学A~Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位修得を免除し、修得した単位を卒業要件修得単位とする。		
		計100単位以上		
	一般教育科目	8単位以上(必修4単位含む)		
キャリア科目		4単位以上(必修2単位含む)		
		124 単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法 $I \sim IV$ 」 8 単位を上限に含めることができる。		

	未来創造学部			
国際教養学科		国際マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語を 選択	英語 22単位以上 日本語 22単位以上 中国語 22単位以上	外国語科目 ※いずれかの言語を 選択	英語 12単位以上 日本語 12単位以上 中国語 12単位以上	
基礎教育 科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目 は卒業要件修得単位数に算入する。	基礎教育 科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は 卒業要件修得単位数に算入する。	
国際教養科目群	必修 10単位 選択 40単位以上 合計 50単位以上	国際マネジメント科 目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上	
国際マネジメント科 目群	卒業要件修得単位数に算入する。	国際教養 科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	
_	_	スポーツ専門実技科 目群	教職科目 9単位 サッカー指定科目 14単位 ※卒業要件修得単位数に算入する	
合計	128単位以上	合計	128単位以上	

5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

		薬学部
	必修科目	英 語 8単位 教養演習科目 2単位
I群	選択科目	基礎 科目 ¬ 10単位以上 教養演習科目 ¬
		合計20単位以上
	必修科目	専門科目 112単位
		実習系科目 43単位
Ⅱ群	選択科目	専門科目 8単位以上 ¬ 13単位以上
		コース 科 目 5単位 ―――
		合計168単位以上
合計		188単位以上

未来創造学部			
国際マネジメント学科		国際教養学科	
外国語科目	英語 28単位 中国語 22単位 日本語 28単位	外国語科目 (※28単位まで語学専修科目群に含めるこ	
基礎教育 科目群	健康科目 4単位以上 演習科目 16単位 未来創造科目 4単位 情報科目 2単位以上	基礎教育 科目群	健康科目 4単位上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 合計 24単位以上
	合計 26単位以上	語学専修	専修英語科目又は専修中国語科目から50単位以上(ただ

		科目群	し、28単位までは外国語科目で替えることができる)
国際マネジメント 科目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上	国際教養 科目群	40単位以上
国際教養 科目群	14単位以上	国際マネジメント 科目群	14単位以上
合計	128単位以上	合計	128単位以上

6. 第2項に定める別表及び第4項乃至第5項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (改正 2019(平成31)年2月8日第10回全学教授会 2019年3月26日第276回理事会決定)

- 1. この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2. 第2条第1項の規定にかかわらず、2020年度から2025年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
薬学部	薬学科	1412人	1266人	1120人	1060人	1000人	960人
経済経営学部	マネジメント学科	1166人	1256人	1346人	1406人	1406人	1406人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	360人	360人	360人	360人	360人	360人
医療保健学部	医療技術学科	240人	240人	240人	240人	240人	240人

附 則 (改正 2020 (令和2) 年3月4日第11回全学教授会 2020年3月17日第280回理事会決定)

1. この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (改正 2020 (令和2) 年3月4日第11回全学教授会 2020年3月17日第280回理事会決定)

- 1. この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2. 第2条第1項の規定にかかわらず、2021年度から2026年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
薬学部	薬学科	1231人	1050人	955人	860人	785人	750人
経済経営学部	マネジメント学科	1256人	1346人	1391人	1376人	1376人	1376人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	360人	360人	380人	400人	400人	400人
医療保健学部	医療技術学科	245人	250人	255人	260人	260人	260人

3. 第2条の2の規定にかかわらず、2017年度から2020年度の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生の人材養成の目的は次のとおりとする。

国際コミュニケーション学部

地域社会及び地域産業のグローバル化に貢献し、世界と地域をつなぐことのできる語学力と国際感覚を持ったグローバル人材を養成する。

・国際コミュニケーション学科

実践的な語学運用能力・コミュニケーション能力を基盤とし、世界の多様な価値観、及び日本そして地域の魅力と強みを理解し、世界と地域をつなぐことのできる語学力と国際感覚を持ったグローバル人材を養成する。

4. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備考
		・2021年度以降の国際コミュニケーション学部心理社会学科生	2021年4月1日施行
		・2019年度以降の薬学部入学生	
	別表1	・2019年度以降の経済経営学入学生	2019年4月1日施行
	別衣1	・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・2019年度及び2020年度の経済経営学部マネジメント学科編入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	平成29年4月1日施行
第 8		・平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行
条	別表1-(1)	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	
.,.		・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度及び平成30年度の未来創造学部編入留学生	
		・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
		・平成20年度及び平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
	別表1- (2)	・平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日施行
		・平成27年度から平成28年度の未来創造学部編入留学生	平成27年4月1日施行
第		・平成29年度以降の薬学部入学生	
34	即主	・平成29年度以降の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
条	別表2	・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	平成25年4月1日施1]
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	

	別表2- (1)	(1) ・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	
		・平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生	
	・2019年度以降の経済経営学部入学生		2019年4月1日施行
第	加茲3	・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日旭11
57	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生		平成29年4月1日施行
条	別表3- (1)	・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日旭11
	別表3-(2) ・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生		平成27年4月1日施行

附 則 (改正 2021 (令和3) 年2月12日 第8回全学教授会 2021年3月24日 第285回理事会決定)

- 1. この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備考
		・2021年度以降の医療保健学部入学生	
		・2021年度以降の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2021年4月1日施行
	別表1	・2021年度以降の国際コミュニケーション学部心理社会学科入学生	
	別衣1	・2019年度以降の薬学部入学生	
		・2019年度以降の経済経営学入学生	2019年4月1日施行
第		・2019年度及び2020年度の経済経営学部マネジメント学科編入学生	
8		・平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行
条		・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
	別表1- (1)	・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日施行
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
	別表1- (2)	・平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
		・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
	別表2	・平成29年度以降の薬学部入学生	
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
第 34		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	十八次25千年月1日加刊
条		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
	別表2- (1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
	別級2- (1)	・平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生	十成10十4月1日旭11
	別表3	・2021年度以降の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2021年4月1日施行
	加茲3	・2019年度以降の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
第 57	別表3- (1)	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
条	別級3- (1)	・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日施行
	即李2_ (9)	・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
	別表3- (2)	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行

- 3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する
- 4. 別表1-(1)及び1-(2)を適用する国際コミュニケーション学部生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

	国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科				
	基礎科目	8単位			
	語学科目	40単位以上(必修20単位含む)			
	言語理解科目	40単位以上 ※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く4単位以			
専門教育科目	日本・国際理解科目	上修得する。			
号1 投入日代日	専門演習科目	12単位 ※海外留学A~Dを修得した当該期間中の専門演習科目の単位修得は免除する。			
	海外留学科目	※海外留学A~Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位修得を免除し、修得した単位を卒業要件修得単位とする。			
		計100単位以上			
	一般教育科目	8単位以上(必修4単位含む)			
キャリア科目		4単位以上(必修2単位含む)			
合計		124単位以上			
		※教職に関する科目に開講される「英語科教育法 $I \sim IV$ 」8単位を上限に含めることが			
		できる。			

附 則 (改正 2021 (令和3) 年2月12日 第8回全学教授会 2021年3月24日第285回理事会決定)

- 1. この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2. 第2条第1項の規定にかかわらず、2022年度から2027年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
薬学部	薬学科	1030人	915人	800人	705人	650人	630人
経済経営学部	マネジメント学科	1361人	1421人	1421人	1436人	1436人	1436人
国際コミート ション学力	国際コミュニケーション学科	375人	410人	445人	460人	460人	460人
国際コミュニケーション学部	心理社会学科	180人	180人	180人	180人	180人	180人
医療保健学部	医療技術学科	250人	255人	260人	260人	260人	260人

附 則(改正 2022(令和4)年2月10日 第8回全学教授会 2022年2月22日 第292回理事会決定)

- 1. この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備考	
		・2022年度以降の経済経営学部入学生		
		・2022年度以降の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2022年4月1日施行	
	別表1	・2022年度以降の医療保健学部入学生		
		・2021年度以降の国際コミュニケーション学部心理社会学科入学生	2021年4月1日施行	
		・2019年度以降の薬学部入学生	2019年4月1日施行	
		・2015年度から2018年度の薬学部入学生	2015年4月1日施行	
第 8		・2021年度の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2021年4月1日施行	
条	別表1- (1)	・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行	
-14		・2019年度及び2020年度の経済経営学部マネジメント学科編入学生	2019年4月1日施1	
		・2017年度から2021年度の医療保健学部入学生	2017年4月1日施行	
	別表1- (2)	・平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行	
		・2019年度及び2020年度の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日施行	
		・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行	
	別表1- (3)	・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行	
		・平成29年度以降の薬学部入学生		
第	別表2	・平成29年度以降の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行	
34	別衣2	・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施1	
条		・平成29年度以降の医療保健学部入学生		
	別表2- (1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行	
	別表3	・2022年度以降の経済経営学部入学生	2022年4月1日施行	
	別衣3	・2022年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2022年4月1日施1	
第 57	即(本9 (1)	・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	9010年4月1日按行	
条	別表3- (1)	・2019年度から2021年度の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日施行	
-,•	別表3- (2)	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	亚出90年4月1日歩行	
	別衣3- (2)	・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行	
		プ 「弁受力に屋体」をはたばれてもい、受到ロロが光度数には明末1の具角受けに第四。		

- 3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。
- 4. 別表 1 (1) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

	薬学部					
I群	【必修科目】 総合教養教育科目 (語学・運動) 5単位 薬学準備教育、実習系科目 10単位 計15単位					
II群	【必修科目】 第学専門教育科目 113単位 実習系科目 44.5単位 アドバンスト教育専門コース演習科目 5単位 計162.5単位					
Ⅰ・Ⅱ群	【選択科目】 総合教養教育科目・1~3年次薬学専門教育科目 8単位以上 4年次薬学専門教育科目 4単位以上 計12単位以上					
合計	189. 5単位以上					

	国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科				
専門教育科目	語学科目	40単位以上(必修20単位含む)			
	言語理解科目				
	文化理解科目	44単位以上(必修2単位含む)			
	国際理解科目				

	海外留学科目	※海外留学A~Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の 単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位数に算入 することができる。			
	専門演習科目	16単位 ※海外留学A~Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修 得は免除する。			
	教養科目	7単位以上(必修3単位含む)			
一般教育科目	心理社会科目	7年世以上(松杉3年世古七7			
	キャリア科目	4単位以上(必修2単位含む)			
	合計 124単位以上				

	経済経営学部 マネシ	ジメント学科		
	教養科目	必修	1単位	
一般教育科目群	秋食竹口	選択	9単位以上	
加致有种口杆	外国語科目(※1)	必修	4単位	
	が国品作員(※1)	選択	6単位以上	
	リテラシー科目	必修	2単位	
汎用的技能科目群	y / / > — AP E	選択	10単位以上	
	キャリア科目	ア科目		
	演習科目 (※2)	必修	22単位	
専門教育科目群	マネジメント科目及び	必修	8単位	
	マネジメント実践科目	選択 (※3)	40単位以上	
自由科目群を除く全ての科	·目群		16単位以上	
	合 計		124単位以上	

^{※1} 外国人留学生の修得した留学生特例科目の単位は、必修科目を含む外国語科目の単位とすることができる。

※4 自由科目群科目は、卒業要件単位に含まない。

	経済経営学部マネジメント	学科 編入留学生			
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上			
基礎教育科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上			
	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要件修得単位 数に算入する。				
国際マネジメント 科目群	必修 選択	10単位 50単位以上			
T1 14 4#	合計 60単位以上				
国際教養科目群	卒業	要件修得単位数に算入する。			
スポーツ専門実技 科目群	教職科目 サッカー指定科目	9単位 14単位			
↑↑ □ 4平	※卒業要件修得単位数に算入する				
合計		128単位以上			

医療保健学部 医療技術学科						
一般教養科目	必修科目	12単位	- 計20単位以上			
加及权食符口	選択科目	8単位以上	司20年证以上			
専門基礎科目	必修科目	45単位	計45単位			
専門科目	必修科目	63単位	計65単位以上			
守门杆日	選択科目	2単位以上	1月03年证以上			
合 計		130肖	单位以上			

5. 別表1- (2) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

				薬学部			
I群	必修科目	英	語	8単位			

^{※3} 卒業論文を作成しない場合、マネジメント科目及びマネジメント実践科目(選択)における卒業に必要な単位数は44単位とする。

	教養演習科目 2単位 選択科目 基礎 科目 ¬ 10単位以上 教養演習科目 ¬
	合計20単位以上
	必修科目 専門科目 112単位 実習系科目 43単位
Ⅱ群	選択科目 専門科目 8単位以上 ¬ 13単位以上 コース 科 目 5単位 ーーー 合計168単位以上
合計	188単位以上

		国際コミュニケーション学科					
	基礎科目	8単位					
	語学科目	40単位以上(必修20単位含む)					
	言語理解科目	40単位以上					
専門教育	日本・国際理 解科目	※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く4単位以上修得する					
科目	専門演習科目	12単位 ※海外留学A~Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修得は免除する。					
	海外留学科目	※海外留学A~Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位とする。					
		計100単位以上					
一般	教育科目	8単位以上(必修4単位含む)					
キャ	リア科目	4単位以上(必修2単位含む)					
î	計	124単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法 I \sim IV」8単位を上限に含めることができる。					

	経済経営学部マネ	ジメント学科			
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上			
基礎教育科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上			
	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要件修得単位 数に算入する。				
国際マネジメント 科目群	必修 選択	10単位 50単位以上			
17 17 47		合計 60単位以上			
国際教養科目群	卒	業要件修得単位数に算入する。			
スポーツ専門実技 科目群	教職科目 サッカー指定科目	9単位 14単位			
71 H 4F	※卒業要件修得単位数に算	算入する			
合計		128単位以上			

6. 別表1-(3) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

		国際コミュニケーション学部
	基礎科目	8単位
	語学科目	40単位以上(必修20単位含む)
	言語理解科目	40単位以上
専門教育	日本・国際理 解科目	※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く4単位以 上修得する
科目	専門演習科目	12単位 ※海外留学A~Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修得は免除する。
	海外留学科目	※海外留学A~Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位とする。
		計100単位以上
一般	教育科目	8単位以上(必修4単位含む)

キャリア科目	4単位以上(必修2単位含む)	
合 計	124単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法 I \sim IV」8単位を上限に含めることができる。	

附 則(改正 2022 (令和4) 年 月 日 第 回全学教授会 2022年 月 日第 回理事会決定)

- 1. この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2. 第2条第1項の規定にかかわらず、2023年度から2028年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
薬学部	薬学科	910人	790人	690人	630人	605人	600人
経済経営学部	マネジメント学科	1421人	1421人	1431人	1426人	1426人	1426人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	410人	445人	450人	440人	440人	440人
	心理社会学科	195人	210人	225人	240人	240人	240人
医療保健学部	医療技術学科	255人	260人	260人	260人	260人	260人
	理学療法学科	60人	120人	180人	240人	240人	240人

3. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については次のとおりとする。

		対 象	備	考
		・2023年度以降の医療保健学部理学療法学科入学生	2023年4月	1日施行
		・2022年度以降の経済経営学部入学生		
	Dil da	・2022年度以降の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2022年4月	1日施行
	別表1	・2022年度以降の医療保健学部医療技術学科入学生		
		・2021年度以降の国際コミュニケーション学部心理社会学科入学生	2021年4月	1日施行
		・2019年度以降の薬学部入学生	2019年4月	1日施行
第		・2015年度から2018年度の薬学部入学生	2015年4月	1日施行
8		・2021年度の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2021年4月	1日施行
条	別表1- (1)	・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	2019年4月	1日长仁
		・2019年度及び2020年度の経済経営学部マネジメント学科編入学生		1口加1」
		・2017年度から2021年度の医療保健学部入学生	2017年4月	1日施行
•	別表1- (2)	・2008年度から2014年度の薬学部入学生	2008年4月	1日施行
		・2019年度及び2020年度の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月	1日施行
		・2017年度及び2018年度の経済経営学部入学生	2017年4月	1日施行
	別表1- (3)	・2017年度及び2018年度の国際コミュニケーション学部入学生	2017年4月	1日施行
		・2017年度以降の薬学部入学生		
第	別表2	・2017年度以降の経済経営学部入学生	2017年4月	1日歩行
34	州 农2	・2017年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2017年4月	1 口 加1 J
条		・2017年度以降の医療保健学部入学生		
	別表2- (1)	・2006年度から2016年度の薬学部入学生	2006年4月	1日施行
	別表3	・2022年度以降の経済経営学部入学生	2022年4月	1日歩行
	別なる	・2022年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2022年4月	1口加1」
第 57	別表3- (1)	・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	2019年4月	1日歩行
多/	か!衣3- (1)	・2019年度から2021年度の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月	1口加打
-14.	即主9_ (0)	・2017年度及び2018年度の経済経営学部入学生	2017年4月	1日歩行
	別表3- (2)	- (2) ・2017年度及び2018年度の国際コミュニケーション学部入学生		

^{4.} 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。

別表1 学科目の名称及び単位数

科目	区分				部 薬				単位数
TH		北	び	1					
		社	陸	大	学	の	学	学	2*
					会			子学	
		哲				_			2*
	教	法	学	(日	本	玉	憲法)	2*
	養	心			理			学	2*
_	科目	北	陸	の :	文	化	と社	会	2*
I #¥		玉	跨	ž	関		係	論	2*
群		経			済			学	2*
総合		社	会	保	障	ح	福	祉	2*
教		ス		ポ		_		ツ	1*
合教養教育科		英			語			I	1
育		英			語			П	1
目									
		英			語			Ш	1
	語学	英			語			IV	1
	7	英		会		話		I	1*
		英		会		話		П	1*
		中		玉		語		I	1*
		中		玉		語		П	1*
		化						学	1.5
Ç		物			理			学	1.5
I 群	薬学	生			物			学	1.5
	準				Jan			学	1.5
薬学	備	数	+n	,,,	_	_		7	
準	教育	情	報	IJ	テ	ラ	シ	_	1.5
′佣 教		基	砹		ゼ		3	I	2
備 教 育 科		基	砹	* E	ゼ		3	П	1
目	料 里 習 系	早	期	体		験	学	習	1
	目素	薬	学	基	Š	礎	実	習	1
				I群 導	並計				38. 5
		医			療			人	1.5
		高	齢 者	f 0	心	理	· 行	動	1
		薬	斉		師		倫	理	1
		薬	学		ا ح		社	会	1.5
			事			法			
		薬		関	連		規	I	1.5
		薬	事	関	連	法	規	П	1.5
		基	礎	物	7	理	化	学	1.5
		物	理	E	化		学	I	1.5
		物	題	E	化		学	П	1.5
		物	理	E	化		学	Ш	1.5
		分	杉		化		学	I	1.5
		分	杉		化		学	П	1.5
_		分	杉		化		学	Ш	1.5
Π	Ì					機	子 化		
18.32;		基	礎	有			1Ľ.	学	1.5
群		١.				70%			
	専明	有	模	É	化	70文	学	I	1.5
	門 科	有有		É		1992	学 学		1.5 1.5
	門		模	Ě	化	10%	学	I	
	門 科	有	模模	Ě	化 化	化	学 学	I	1.5
薬学専門教育科	門 科	有有	模模	ii ii	化 化 化		学 学	II III	1.5 1.5
	門 科	有有無	模 模 模	É É É	化化化	化	学 学 学	I II III 学	1. 5 1. 5 1. 5
薬学専門教育科	門 科	有有無生生	模 模 模	& & & 機 分	化化化	化 子	学学学	I II III 学 I	1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5
薬学専門教育科	門 科	有有無生生生	模 模 核 体 体	慢慢慢	化化化水菜	化 子	学 学 学 学	I II II 学 I II	1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5
薬学専門教育科	門 科	有有無生生生天	模 模 模 体 体 体	菱 菱 菱 楼 分 分	化化化、薬物	化 子	学学学	I II	1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5
薬学専門教育科	門 科	有有無生生生天細	模 模 核 体 体	菱 菱 機 分分	化化化水菜	化 子 子	学 学 学 学	ⅡⅢ学Ⅱ□学学	1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5
薬学専門教育科	門 科	有有無生生生天細生	模 模 模 体 体 体	菱菱菱	化化化、薬物	化 子 子	学学学	III 学学学I	1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5
薬学専門教育科	門 科	有有無生生生天細	模 模 模 体 体 体	菱 菱 機 分分	化化化、薬物	化 子 子	学学学	ⅡⅢ学Ⅱ□学学	1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5
薬学専門教育科	門 科	有有無生生生天細生	模 模 模 体 体 体	菱菱菱	化化化、薬物	化 子 子	学学学	III 学学学I	1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5
薬学専門教育科	門 科	有有無生生生天細生生	模 模 模 体 体 体	菱菱菱 紫型化化	化化化水、蒸物生	化 子 子 学 学	学学学	I II 学 I II 学 学 I II	1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5
薬学専門教育科	門 科	有有無生生生天細生生生機	模模模体体	菱菱幾	化化化 薬物生	子 子 学 学 態	学学学学化物	Ⅱ Ⅲ 学 Ⅰ Ⅲ □ 学 学 Ⅱ Ⅲ Ⅲ	1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5
薬学専門教育科	門 科	有有無生生生天細生生生機機	模模模 体体 条 服 能能	菱菱菱 长型 化化化 形形	化化化 薬物生	子 子	学学学学化物学学	I II II 学 学 I II II II II II	1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5
薬学専門教育科	門 科	有有無生生生天細生生生機	模模模体体	菱菱幾	化化化 薬物生	子 子 学 学 態	学学学 学学 化物	I II 学 学 I II III II II II II II II II I	1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5 1. 5

別表1 学科目の名称及び単位数

TN 1	150	1		薬学部					- 1	124 fd-184-
科目	国区分	33.5	-No		業 科		Atri-	,,	334	単位数
		栄		· 食		品	衛	生	学	1.5
		公	衆		衛		生		学	1.5
		環	境		衛		生		学	1.5
		薬	毒	物		衛	1	Ė	学	1.5
		薬	理	• 薬	4	囫	治	療	I	1.5
		薬	理	• 薬	4	囫	治	療	П	1. 5
		薬	理	• 薬	4	魩	治	療	Ш	1.5
		薬	理	• 薬	4	囫	治	療	IV	1.5
		薬	理	• 薬	4	魩	治	療	V	1.5
		薬	理	• 薬	4	囫	治	療	VI	1.5
		薬	理	· 薬			治	療	VII	1.5
		薬	_	· 薬			治	療	VIII	1. 5
		薬		· 薬			治	療	IX	1.5
				- >=		190		7757.		
		臨	床		検		查		学	1.5
		臨	床		薬		学		Ι	1.5
		臨	床		薬		学		П	1
		臨	床		薬		学		Ш	1
		調			剤				学	1.5
		医	薬	品		情	\$	報	学	1.5
		臨	床		統		計		学	1.5
		薬	物	動		態	2	学	I	1.5
	専	薬	物	動		態	A	学	П	1.5
	門科	製			剤				学	1.5
	目	製	剤		設		計		学	1.5
		医		療		英			語	1
_		臨	床	///	英		· 会		話	1
II										
群		薬	学		演		習		I	2
薬学専		薬	学		演		習		П	2
専		天	然	薬		物		人	門	1.5*
門 教		漢	方	医	薬	学	:	概	論	1.5*
教育科		看			護				学	1.5*
目		プ	口	セ		ス	ſ	Ľ	学	1.5*
		香	粧		品		科		学	1.5*
		和	漢		薬		物		学	1.5*
		薬	毒	物		代	i	射	学	1.5*
		医	薬 品	研	究	開	発	概	論	1.5*
		放	射		薬		品		学	1.5*
		法	医	裁		判		Ł	学	1.5*
		先	端	医		療		既	論	1.5*
		地	域	薬		学		ж Ж	究	1.5
		ガ	口一	ボバ	ル	医	療	人	I	1☆
		ググ								
			п —	バ	ル	医	療	人	II	1☆
		グ	п —	バ	ル	医	·療	人	III	1☆
		卒		業		研			究	20
		総	合	薬				寅	習	7
		生	化	学		系		矣	習	1.5
		物	理化学	£ • 5	子 析	化	学	系 実	習	1.5
		有	機	化	学	系		実	習	1.5
	実習系科目	生	体	防	御	系		実	習	1.5
		薬	理		系		実		習	1.5
		天	然 4	勿 化	é	学	系	実	習	1.5
		臨	床	薬		· 学		夷	習	1.5
		薬	剤		系		実	-	習	1. 5
		衛	生		ボ境	系		実	習	1. 5
		実	務実		事	前	学	習	I	3.5
		実	務実		事	前	学	習	П	3
	1	病	院・		局	実	務	実	習	20
				群単位	立計					174
			単 位	2 計					- 1	212.5

備考 *は選択科目、☆は自由科目を示す。

別表 1 学科目の名称及び単位数 経済経営学部 マネジメント学科

科目	区分	授業科目の名称	単位数
	教養科目	北陸大学の学び	1
		北陸の文化と社会	2*
		世界の言葉と人々	2*
		日本史	2*
		哲学	2*
		倫理学	2*
		心理学	2*
		社会学	2*
		政治学	2*
		行政学	2*
		国際政治学	2*
		グローバルガバナンス	2*
		自然科学概論	2*
		ジェンダー論	2*
		生命科学	2*
		スポーツ I	1*
		スポーツⅡ	1*
		性教育	2*
		救急処置	2*
		発育発達論	2* 2*
般		公衆衛生学 英語 I	2
教 育	外国語科目	英語Ⅱ	2
科		実用英語 I	2 *
目群		実用英語Ⅱ	2*
1		実用英語Ⅲ	2 *
		実用英語IV	2*
		実用英語V	2*
		実用英語VI	2*
		 中国語 I	2*
		中国語Ⅱ	2*
		中国語Ⅲ	2*
		中国語IV	2*
	留学生特	日本事情 I	2*
		日本事情Ⅱ	2*
		日本語 I	2*
		日本語Ⅱ	2*
		日本語Ⅲ	2*
		日本語IV	2*
	例	日本語V	2*
	科 目	日本語VI	2*
		実用日本語 I	2*
		実用日本語Ⅱ	2*
		実用日本語Ⅲ	2*
		実用日本語IV	2*

科目	区分	授業科目の名称	単位数
		一般教育実践講座 I	1*
一般教育科目		一般教育実践講座Ⅱ	1*
		一般教育実践講座Ⅲ	1*
		一般教育実践講座IV	1*
	般	一般教育実践講座V	2*
	※教育実践科目	一般教育実践講座VI	2*
		一般教育実践講座Ⅶ	2*
		一般教育実践講座VIII	2*
群		海外研修 I	1*
		海外研修Ⅱ	1*
		海外研修Ⅲ	
		海外研修IV	
		海外研修V	6 *
	リテラシ	情報リテラシー	2
		統計学I	2*
		統計学Ⅱ	2*
汎		マネジメントのための数学	2*
用 的		日本語リテラシー I	2*
技	科日	日本語リテラシーⅡ	2*
能 科	目	リサーチプロジェクト	2*
目		アカデミックライティング	2*
群	キャリア科目	キャリアデザインI	2*
		キャリアデザインⅡ	2*
		キャリアデザインⅢ	2*
		インターンシップ	2*
	演	基礎ゼミナール	4
	習	専門基礎ゼミナール	4
	科目	専門ゼミナール	4
	H	卒業研究	10
	マネジメント科目	法学入門	2
		日本国憲法	2*
		民法I	2*
		民法Ⅱ	2*
		民法Ⅲ	2*
専		刑法	2*
号門教育科目群		行政法	2*
		企業法	2*
		知的財産権法	2*
		労働法	2*
ΉΤ		経済学入門	2
		経済の思想と哲学	2*
		ミクロ経済学	2*
		マクロ経済学	2*
		日本経済論	2*
		財政学	2*
		ビジネスエコノミクス	2*
		金融論	2*
		国際経済学	2*
		経済政策	2*

科目	区分	授業科目の名称	単位数
		経営学入門	2
		マーケティング論	2*
		経営組織論	2*
		経営戦略論	2 *
		消費者行動論	2 *
		ベンチャー企業論	2*
		マーケットリサーチ論	2 *
		管理会計論	2*
		経営史	2*
		コーポレートファイナンス	2*
		会計学入門	2
		簿記論 I	2*
		簿記論Ⅱ	2*
		簿記論Ⅲ	2*
		工業簿記論	2*
		財務会計論	2*
		税務会計論	2*
		監査論	2*
		会計情報演習	2*
	マ	情報学入門	2*
専 門	ネジ	プログラミング入門	2*
教	ジメ	javaプログラミング基礎	2*
育科	ン	javaプログラミング応用	2*
目	ト 科	Cプログラミング	2*
群	目	情報システムⅠ	2*
		情報システムⅡ	2*
		情報通信ネットワーク I	2*
		情報通信ネットワークⅡ	2*
		データベース [2*
		データベース I	2*
		スポーツ科学概論	2*
		運動生理学	2*
		運動動作学	2*
		運動心理学	2*
		体育原理	2*
		スポーツ栄養学	2*
		スポーツ社会学	2*
		スポーツマネジメント	2*
		コーチング学	2*
		学校保健	2*
		地域マネジメント入門	2 *
		地域マネジメント総論	2 *
		地域マネジメント各論I	2 *
		地域マネジメント各論Ⅱ	2 *

科目	区分	授業科目の名称	単位数
		アプリケーション開発	2*
		情報セキュリティ	2*
		スポーツ実習 I	1*
		スポーツ実習Ⅱ	1*
		スポーツ実習Ⅲ	1*
		スポーツ実習IV	1*
		スポーツ実習V	1*
	マ	スポーツ実習VI	1*
専	ネジ	スポーツ実習Ⅶ	1*
門教	メン	スポーツ実習WI	1*
育	ント	ファシリテーション実習	1*
科目	実	地域マネジメント実習 I	1*
群	践 科	地域マネジメント実習Ⅱ	1*
	目	マネジメント実践講座 I	1*
		マネジメント実践講座Ⅱ	1*
		マネジメント実践講座Ⅲ	1*
		マネジメント実践講座IV	1*
		マネジメント実践講座V	2*
		マネジメント実践講座VI	2*
		マネジメント実践講座VII	2*
		マネジメント実践講座VII	2*
		教育学概論	2*
		教職論	2*
		教育社会学	2*
		教育心理学	2*
		特別支援教育	1*
		教育課程論	2*
		道徳教育論	2*
		特別活動と総合的な学習の時間	2*
<u> </u>		教育方法論 (情報通信技術を活用した教育の理論及び方法)	2*
自由	教	生徒・進路指導論	2*
科	職 科	教育相談	2*
目群	目	教育実習事前事後指導	1*
		教育実習 I	2*
		教育実習Ⅱ	2*
		教職実践演習(中・高)	2*
		保健体育科教育法I	2*
		保健体育科教育法Ⅱ	2*
		保健体育科教育法Ⅲ	2*
		保健体育科教育法IV	2*
		公民科教育法 I	2*
		公民科教育法Ⅱ	2*

科目	区分	授業科目の名称	単位数
		数的処理 I	2*
		数的処理Ⅱ	2*
		数的処理Ⅲ	2*
		数的処理IV	2*
		教養総合 I	2*
		教養総合Ⅱ	2*
	次	教養総合Ⅲ	2*
	資 格	教養総合IV	2*
自由	科目	柔道実践演習 I	2*
科		柔道実践演習Ⅱ	2*
目群		サッカー実践演習	2*
		サッカー実践実習	1*
		情報処理演習	2*
		情報処理論I	4*
		情報処理論Ⅱ	4*
		情報処理論Ⅲ	4*
	IJ ×	基礎数学 I	2*
	科デ目イ	基礎数学Ⅱ	2*
	アル	基礎英語	2*

備考 *は選択科目を示す。

別表1 学科目の名称及び単位数

別表1		目の名称及び単位数 国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科	
——科目	区分	授業科目の名称	単位数
		北陸大学の学び	1
		情報リテラシー	2
		スポーツ I	1*
		スポーツ Ⅱ	1*
		心理学	2*
	44/-	社会学	2*
	教養	哲学	2*
	科	日本国憲法	2*
	目	経済学	2*
		芸術学	2 *
		自然科学概論	2 *
			2 * 2 *
		スポーツ科学	_
		日本史	2*
		ジェンダー論	2*
一 拘几		コミュニケーション心理学	2*
般 教		消費者行動論	2*
育		教育社会学	2*
科	心	家族社会学	2*
目	理社	環境社会学	2*
	会	データ解析	2*
	科	発達心理学	2*
	目	青年心理学	2*
		障害者•障害児心理学	2*
		広告と消費の心理学	2*
		学習·言語心理学	2*
		PBL入門	2
		コミュニケーション技法 I	2*
	キャ	コミュニケーション技法Ⅱ	2*
	1]	現代社会と職業	2*
	ッ ア 科 目	職業理解とインターンシップ	2*
		キャリア総合演習	2*
		体験学習	1*
		海外インターンシップ	1*
		Basic Speaking I	1
		Basic Speaking I Basic Speaking II	1
		Basic Speaking I Basic Listening I	1
		Basic Listening II	1
		Basic Presentation & Discussion I	1
専		Basic Presentation & Discussion II	1
門	語	Basic Reading I	1
教育	学到	Basic Reading II	1
育 科	科目	Basic Writing I	1
目	"	Basic Writing II	1
, .		Basic Grammar I	1
		Basic Grammar II	1
		Advanced Speaking I	1*
		Advanced Speaking II	1*
		Advanced Listening I	1*
		Advanced Listening II	1*

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科				
科目区分				
		Advanced Presentation & Discussion I	単位数 1*	
		Advanced Presentation & Discussion II	1*	
		Advanced Reading I	1*	
		Advanced Reading II	1*	
		Advanced Writing I	1*	
		Advanced Writing II	1*	
		Advanced Grammar I	1*	
		Advanced Grammar II	1*	
		Practical Communication I	1*	
		Practical Communication II	1*	
		Practical Communication III	1*	
		Practical CommunicationIV	1*	
		Intensive English I	1*	
		Intensive English II	1*	
		TOEIC Prep & Skills I	1*	
		TOEIC Prep & Skills II	1*	
		SA English I	1*	
		SA English II	1*	
		SA English III	1*	
		SA EnglishIV	1*	
		SA English V	1*	
		SA English VI	1*	
		中国語 I	2	
専			2	
門	語学	中国語Ⅲ		
教育	子科	中国語IV	1	
科	目	P国語V	2*	
目		中国語VI	2*	
		中国語VII	1*	
		中国語VII	1*	
		中国語会話 I	1	
		^{- 下宮田} 云田 I 中国語会話Ⅱ	1	
		^{T宮田} 芸田 II 中国語会話Ⅲ	1*	
		中国語会話IV	1 *	
		中国語作文 I	1 *	
		中国語作文Ⅱ 中国語作文Ⅲ	1 *	
		中国語文法基礎 I	1 *	
		中国語文法基礎Ⅱ	1 *	
		ー 中国語ス伝差機 II 中国語コミュニケーション I	1*	
		中国語コミュニケーションⅡ	1*	
		中国語コミュニケーションⅢ	_	
			1*	
		中国語コミュニケーションIV 資格中国語 I	1*	
		資俗中国語 I 資格中国語 II	1*	
			_	
		中国語表現法 I	1*	
		中国語表現法Ⅱ	1*	
		応用中国語 I	1*	
		応用中国語Ⅱ	1*	
		応用中国語Ⅲ	1*	

		国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科	
科目		授業科目の名称	
		応用中国語V	1*
		応用中国語Ⅶ	1*
		応用中国語Ⅷ	1*
		日本語I	2*
		日本語Ⅱ	2*
		日本語Ⅲ	2*
		日本語Ⅳ	2*
		日本事情 I	2*
		日本事情Ⅱ	2*
		実用日本語 I	2*
		実用日本語Ⅱ	2*
		日本語会話 I	1*
		日本語会話Ⅱ	1*
		日本語会話Ⅲ	1*
		日本語会話IV	1*
専		日本語会話V	1*
門	語	日本語会話VI	1*
教	学	資格日本語 I	1*
育科	科目	資格日本語Ⅱ	1*
目	H	資格日本語Ⅲ	1*
		資格日本語IV	1*
		資格日本語V	1*
		資格日本語VI	1*
		資格日本語VII	1*
		資格日本語VⅢ	1*
		日本語表現I	1*
		日本語表現Ⅱ	1*
		日本語演習I	1*
		日本語演習Ⅱ	1*
		日本語演習Ⅲ	1*
		日本語演習IV	1*
		日本語演習V	1*
		日本語演音 V 日本語演習 VI	1*
		日本語頌音 VI 日本語総合演習 I	1*
		日本品総占領目 I 日本語総合演習 II	1*
		ことばと文化	2*
		ことはと文化 言語学入門	2*
			2*
		英語子與禮 英米文学史	2*
		英木メナズ 英語学特講	2*
専	言		2*
門	語細	『月月子 英語圏の文化と社会	2*
教 育	理解	英語で学ぶ英語圏の文化 英語で学ぶ英語圏の文化	2*
科	科	英語専門研究 I	2*
目	目	英語専門研究 I 英語専門研究 II	2*
		英語専門研究Ⅲ 英語専門研究Ⅲ	_
			2*
		英語専門研究IV	2*
		Project English I (English Language/Linguistics)	2*
		Project English II (English Language/Linguistics)	2*

		国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科	
科目	区分	授業科目の名称	単位数
		英語通訳·翻訳研究 I	2*
		英語通訳・翻訳研究Ⅱ	2*
		英語科教育法I	2*
		英語科教育法Ⅱ	2*
		英語科教育法Ⅲ	2*
		英語科教育法IV	2*
		中国の文化と社会	2*
		中国語文法論 I	2*
		中国語文法論Ⅱ	2*
		中国語学特講 I	2*
		中国語学特講Ⅱ	2*
		中国語学特講Ⅲ	2*
		中国語学特講IV	2*
		中国語テーマ研究 I	2*
		中国語テーマ研究Ⅱ	2*
		中国文学特講 I	2*
		中国文学特講Ⅱ	2*
		中国語通訳・翻訳研究 I	2*
		中国語通訳・翻訳研究Ⅱ	2*
		日本語学入門	2*
専	言	日本語教育学入門	2*
門 教	語理	日本語教育演習I	2*
育	解	日本語教育演習Ⅱ	2*
科	科	日本語教育演習Ⅲ	2*
目	目	日本語学概論 I	2*
		日本語学概論Ⅱ	2*
		日本語学特講 I	2*
		日本語学特講Ⅱ	2*
		日本語教育学概論 I	2*
		日本語教育学概論Ⅱ	2*
		日本語教育学特講 I	2*
		日本語教育学特講Ⅱ	2*
		日中通訳・翻訳研究 I	2*
		日中通訳·翻訳研究Ⅱ 日中通訳·翻訳研究Ⅱ	2*
			2*
		日中通訳·翻訳研究Ⅲ 日中通訳·翻訳研究Ⅳ	_
		フランスの言葉と文化 I	2*
		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	2*
		フランスの言葉と文化 II	2*
		ドイツの言葉と文化Ⅰ	2*
		ドイツの言葉と文化Ⅱ	2*
		スペインの言葉と文化 I	2*
		スペインの言葉と文化Ⅱ	2*
		朝鮮の言葉と文化I	2*
		朝鮮の言葉と文化Ⅱ	2*

	国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科				
科目	区分	授業科目の名称	単位数		
		北陸の文化と社会	2		
		宗教学	2*		
		人間と文化	2*		
		文化資源学(歴史・民俗)	2*		
	文	文化資源学(美術・工芸)	2*		
	化理	文化資源学(史跡・名勝地)	2*		
	解	文化資源学(世界遺産)	2*		
	科	現代日本論	2*		
	目	観光学概論	2*		
		英語で学ぶ日本文化	2*		
		Project English I (Culture Studies and Japan)	2*		
		Project English II (Culture Studies and Japan)	2*		
		日本の文化政策	2*		
		国際関係学入門	2*		
		国際関係史	2*		
		国際社会論	2*		
		異文化間コミュニケーション	2*		
	玉	現代ヨーロッパ論	2*		
	際理	現代アメリカ論	2*		
	- 解科目	現代アジア論I	2*		
専		現代アジア論Ⅱ	2*		
門		英語で学ぶ国際関係	2*		
教 育		国際協力論	2*		
育 科		Project English I (International Relations)	2*		
目		Project English II (International Relations)	2*		
		世界の中の日本	2*		
		基礎ゼミナールⅠ	2		
	専門演習科	基礎ゼミナールⅡ	2		
		専門ゼミナールⅠ	2*		
		専門ゼミナールⅡ	2*		
		専門ゼミナールⅢ	2*		
	目	専門ゼミナールIV	2*		
		卒業研究 I	2*		
		卒業研究Ⅱ	2*		
		海外研修A	1*		
		海外研修图	1 *		
		短期海外研修A	1*		
	海	短期海外研修B	1*		
	外	海外語学研修AI	2*		
	留学	海外語学研修AII	2*		
	科	海外語学研修BI	2*		
	目	海外語学研修BⅡ	2*		
		海外留学A	6*		
		海外留学B	6*		
		海外留学C	6*		
		海外留学D	6*		

	国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科	
科目区分	授業科目の名称	単位数
	教職論	2☆
	教育学概論	2☆
	教育心理学	2☆
	特別支援教育	1☆
教 職	教育課程論	2☆
りた。	教育方法論(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法)	2☆
関	道徳教育論	2☆
す	特別活動と総合的な学習の時間	2☆
る 科	生徒•進路指導論	2☆
	教育相談	2☆
	教育実習事前事後指導	1☆
	教育実習 I	2☆
	教育実習Ⅱ	2☆
	教職実践演習(中・高)	2☆

備考 *は選択科目、☆は自由科目を示す。

	国際コミュニケーション学部心理社会学科				
科	目区分	授業科目	単位数		
		北陸大学の学び	1		
		自然科学概論	2*		
		哲学	2*		
		社会学	2*		
		芸術学	2*		
	教	経済学	2*		
	養	ジェンダー論	2*		
	科	日本史	2*		
	目	日本国憲法	2*		
		スポーツ I	1*		
		スポーツⅡ	1*		
		スポーツ科学	2*		
総		情報処理入門	1		
合		情報処理応用	1*		
教		English Communication I	1		
育科		English Communication II	1		
目	外	総合英語 I	2*		
	国語	総合英語Ⅱ 総合英語Ⅱ	2*		
	科	総合英語 Ⅲ	2*		
	目	総合英語IV	2 * 2 *		
		中国語会話	1 *		
		PBL入門	2*		
		現代社会と職業	2 *		
	キ	現れ社会と職業 コミュニケーション技法 I			
	ヤ	<u>"</u>	2*		
	リア	コミュニケーション技法Ⅱ	2*		
	チ 科 目	体験学習 I	1*		
		体験学習Ⅱ	1*		
		職業理解とインターンシップ	2*		
		海外インターンシップ	1*		
		心理学概論Ⅰ	2		
		心理学概論Ⅱ	2		
		心理学統計法	2*		
		心理学研究法	2*		
		心理学実験I	2*		
		心理学実験Ⅱ	2*		
		心理社会データ解析	2*		
専	-11-	心理調査概論	2*		
門教	共 通	心理学英文講読	2*		
育	領	心理学特殊講義I	2*		
科	域	心理学特殊講義Ⅱ	2*		
目		心理学基礎演習I	2		
		心理学基礎演習Ⅱ	2		
		心理学ゼミナールI	2		
		心理学ゼミナールⅡ	2		
		心理学ゼミナールⅢ	2		
		心理学ゼミナールIV	2		
		卒業研究 I	2		
		卒業研究Ⅱ	2		

国際コミュニケーション学部心理社会学科					
科	目区	分	授業科目	単位数	
			社会心理学概論	2	
			コミュニケーション心理学	2*	
			社会·集団·家族心理学	2*	
		社	産業·組織心理学	2*	
		会	消費者行動論	2*	
		產	広告と消費の心理学	2*	
		業	グループダイナミックス	2*	
		心	社会調査論	2*	
		理学	社会調査法 I (データ解析 I)	2*	
		チ領	社会調査法Ⅱ(データ解析Ⅱ)	2*	
		域	質的研究法	2*	
			キャリアの心理学	2*	
			社会心理学調査演習 I	2*	
			社会心理学調査演習Ⅱ	2*	
			臨床心理学概論	2	
			障害者•障害児心理学	2*	
	展		心理的アセスメント	2*	
	開応		健康•医療心理学	2*	
	用用	臨	心理学的支援法	2*	
	科	床	福祉心理学	2*	
	目	心理	司法・犯罪心理学	2*	
		学	人体の構造と機能及び疾病	2*	
専		領	特神疾患とその治療		
明		域	関係行政論	2*	
教育				2*	
科			心理演習	2*	
目			心理実習	2*	
		教	公認心理師の職責	2*	
		育・	発達心理学	2*	
		発達	児童心理学	2*	
		心理	青年心理学	2*	
		学領	教育·学校心理学	2*	
		域	生涯発達心理学	2*	
		知・	感情·人格心理学	2*	
		神経	知覚•認知心理学	2*	
		科学	学習•言語心理学	2*	
		領域	神経・生理心理学	2*	
			北陸の文化と社会	2*	
			国際関係学入門	2*	
			異文化間コミュニケーション	2*	
	# 1	e l	文化資源学入門	2*	
	ラ 作	見 と	ことばと文化	2*	
		Ė	宗教学	2*	
	설	<u> </u>	言語学入門	2*	
		斗	国際関係史	2*	
	Ē	1	現代日本論	2*	
			経営組織論	2*	
			教育社会学	2*	
			家族社会学	2*	

	国際コミュニケーション学部心理社会学科				
科目区分		授業科目	単位数		
		環境社会学	2*		
		国際社会論	2*		
		中国の文化と社会	2*		
		文化資源学(歴史・民俗)	2*		
		文化資源学(美術・工芸)	2*		
		文化資源学(史跡・名勝地)	2*		
		文化資源学(世界遺産)	2*		
		観光ビジネス論	2*		
		現代アジア論 I	2*		
		現代アジア論Ⅱ	2*		
由	ΙĦ	現代アメリカ論	2*		
	現 代	現代ヨーロッパ論	2*		
教	社	国際協力論	2*		
	会科目	英語圏の文化と社会	2*		
科 目		マーケティング論	2*		
		マーケットリサーチ論	2*		
		英米文学史	2*		
		海外研修A	1*		
		海外研修B	1*		
		短期海外研修	1*		
		海外語学研修A	2*		
		海外語学研修B	2*		
		海外留学A	6 *		
		海外留学B	6 *		
		海外留学C	6 *		
		海外留学D	6 *		

別表1 学科目の名称及び単位数 医療保健学部 医療技術学科

科目区分	授業科目	単位数
	北陸大学の学び	1
	自然科学概論	1
	生命·医療倫理学	1
	英語	1
	医学英語	1
	情報リテラシー	1
	科学英語の基礎	1
	食べ物と健康	1
	薬とからだ	1
	基礎ゼミナール I	1
	基礎ゼミナールⅡ	1
-	心理学 *1	2
般 教	哲学 *1	2
養		2
科 目		2
н	スポーツ * 1	1
	英会話 * 1	1
	日本史 * 1	2
	社会学 * 1	2
	 法学(日本国憲法含む)*1	2
	データサイエンス * 1	1
	生物学 * 1	1
	化学 * 1	1
	物理学 * 1	1
	数学 * 1	1
	海外研修 * 1	1
	医学概論	1
	解剖組織学	2
	解剖組織学実習	1
	生理機能学	2
	生理機能学演習	1
	生理機能学実習	1
	情報科学概論	1
	基礎微生物学	1
	生化学	1
	生化学実習	1
	応用数学	1
専 門	機械工学(生体物理学)	1
基	病理学	1
礎 科	医用工学概論	1
目	医用工学概論実習	1
	計測工学	2
	電気工学 I	1
	電子工学Ⅰ	1
	電子子子	1
		1
		1
	公衆衛生学	1
	関係法規	1
	関係法院 臨床検査学基礎演習 * 2	1
	臨床工学基礎演習 * 2	1
	咖叭工士空诞供自↑4	

科目区分	授業科目	単位数
	├────────────────────────────────────	1
		1
		1
	検査診断学 I	2
		2
		2
	システム工学 I	1
	システム工学 II * 4	1
		1
	遺伝子・染色体検査学 *5	1
	遺伝子・染色体検査学実習	1
	医用機械工学	1
	医用機器安全管理学 I	2
	医用機器安全管理学 II	1
	医用機器安全管理学実習	1
	医用機器学概論	2
	医用治療機器学 I A * 4	1
		1
	医用治療機器学 I B	-
	医用治療機器学実習	1
	医用電気工学	1
	医用電気工学実習	1
	医用電子工学 * 4	1
	医用電子工学実習	1
	医用電気・電子工学特論	1
専門	医療安全管理学(臨床検査学)	1
科	医療安全管理学(臨床工学)	1
	医療安全管理学実習(臨床検査学)	1
	医療情報科学	1
	血液検査学 I	1
	血液検査学 II 	1
	血液検査学実習 I	1
	血液検査学実習Ⅱ	1
	検査機器総論	1
	手術・集中治療学	1
	生化学検査学 I	1
	生化学検査学Ⅱ	1
	生化学検査学実習	1
	生体機能計測学 I	2
	生体機能計測学Ⅱ	2
	生体機能計測学皿	2
	生体機能計測学実習IA	1
	生体機能計測学実習 I B	1
	生体機能計測学実習ⅡA	1
	生体機能計測学実習ⅡB	1
	生体機能代行装置学概論	1
	生体機能代行装置学 I	2
	生体機能代行装置学Ⅱ	2
	生体機能代行装置学Ⅲ	2
	生体機能代行装置学Ⅳ	2
	生体機能代行装置学実習 I	1
	生体機能代行装置学実習Ⅱ	1
•		

科目区分	授業科目	単位数
	生体機能代行装置学実習Ⅲ	1
	生体材料工学	1
	生体物性工学 * 4	2
	生体物性・材料工学Ⅱ	1
	精度管理と品質保証	2
	電気工学Ⅱ	2
	電子工学Ⅱ	2
	電気磁気学	1
	認知症の病態と検査 *5	1
	病理検査学総論	1
	病理検査学I	1
	病理検査学Ⅱ	1
	病理検査学実習 I	1
	病理検査学実習Ⅱ	1
	放射線検査学	1
	臨床心理学概論 * 3	1
	リハビリテーション学概論 * 3	1
	細胞生物学 * 3	1
	災害と医療 * 3	1
	画像解析学*3	1
	輸血·移植検査学 I	2
専	輸血・移植検査学Ⅱ	1
門	輸血•移植検査学実習	1
科 目	臨床医学総論 I	2
	臨床医学総論Ⅱ	2
	臨床一般検査学	1
	臨床一般検査学実習	1
	臨床栄養学総論	1
	臨床検査管理学 I	1
	臨床検査管理学Ⅱ	1
	臨床検査管理学Ⅲ	2
	臨床微生物学 I	2
	臨床微生物学Ⅱ	2
	臨床微生物学実習 I	1
	臨床微生物学実習 Ⅱ	1
	臨床支援技術学	1
	専門職連携演習	1
	地域チーム医療論	1
	技能修得到達度評価(臨床工学)	1
	技能修得到達度評価(臨床検査学)	1
	臨床検査学演習	2
	臨床工学演習	1
	卒業研究 I	1
	卒業研究Ⅱ	1
	臨地実習(検査)	11
供	臨床実習(工学)	6

備考

- 一般教養科目のうち選択科目として8単位以上修得する。
- 「臨床検査学基礎演習」、「臨床工学基礎演習」のいずれも履修し、1単位以上修得する。また、臨床検査学コースを希望する学生は「臨床検査学基礎演習」を、臨床工学コースを希望する学生は「臨床工学基礎演習」を必修とする。 * 2

- ・臨床検査学コースの場合は、*3 共通選択科目群から1科目以上、*4 臨床工学選択科目群から2科目以上修得すること。 ・臨床工学コースの場合は、*3 共通選択科目群から「画像解析学」を含む2科目以上、*5 臨床検査選択科目群から1科目以上修得すること *3 *4 *5

北陸大学の学び 生命・医療倫理学 スポーツ 1	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	位数
スポーツ 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1
情報リテラシー データサイエンス	
小理学 2 2 1 2 1 2 2 1 2 2	1
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1*
大会学 2	2*
社会学 2	2*
中の	2*
R	2*
日本史	∠* 2*
育科目 化学 1 生物学 1 数学 1 物理学 1 英語 I 英語 II 医療英語 1 基礎ビミナール I 基礎ビミナール II 海外研修 I 1 海外研修 I 1 海外研修 I 1 海外研修 I 1 解剖学 II 2 解剖学 II 2 生理学 II 生理学 II 生理学 要習 上理学 要習 上 生理学 II 上 生理学 要習 上 大機 B 1 大株 B 2 本理学 1 本 B 2 本 B 2 本 B 2 本 B 2 本 B 2 本 B 3 本 B 3 本 B 3 本 B 3 本 B 3 本 B 3 本 B 3 本 B 4 本 B 4 本 B 4 本 B <td>2 *</td>	2 *
E 1 数学	1*
物理学 五 英語 I 英語 I 医療英語 1 基礎ゼミナール I 基礎ゼミナール II 海外研修 I 1 海外研修 I 1 教育学概論 2 教育学概論 2 教育学表論 2 解剖学 I 解剖学 I 解剖学 I 生理学 I 生理学 I 生理学 要動学 要面 運動学 要習 人人間発達字 リハビリテーション医学 整形外科学 病理学 臨床心理学 精神医学 内科学 東理学 神経内科学 栄養学 小児科学 個像診断学 救急処置法 リハビリテーション概論	1*
英語I 英語I 医療英語 1 基礎ゼミナールII 海外研修I 海外研修II 1 教育方法論 2 教育方法論 2 解剖学I 解剖学I 解剖学果理学I 生理学果理学 生理学果習 運動学来習 人間発達学 リハビリテーション医学 整形外科学病理学 臨床心理学 精神医学内科学、理理学 神経内科学、栄養学、小児科学面像診断学、教急処置法 小児科学面像診断学、教急処置法 リハビリテーション概論	1*
東部 1 医療英語 1 基礎ゼミナールII 1 海外研修 II 1 海外研修 II 1 海外研修 II 1 教育 方法論 2 解剖学 I 解剖学 I 解剖学 I 生理学 I 生理学 I 生理学実習 上 理学実習 上 上 理学実習 上 上 理学実習 上 上 理学実習 上 上 理学 B 上 原建学 ウハビリテーション医学 整形外科学 高速 原本・心理学 特神医学 内科学 来養学 小児科学 自働(家) 断学 企業 リハビリテーション概論	1 *
E療英語	1
基礎ゼミナールI 基礎ゼミナールI	1 *
海外研修 I 海外研修 I 海外研修 I 教育学概論 教育方法論 2 核	1
海外研修 I	1
教育学概論 2 教育方法論 2 教育方法論 2	1☆
数育方法論 2	1☆
人体のの構 解剖学 I 解剖学 I 解剖学 E 解剖学 実習 生理学 I 生理学 I 生理学 I 生理学 E 要動学 実習 生理学 E を	∠* 2*
# 解剖学 I # 解剖学 I # # # # # # # # # # # # # # # # # #	2
造と 生理学 I と 生理学 I 能 生理学 I 変 生理学実習 運動学 運動学 運動学実習 人間発達学 疾病 リハビリテーション医学 整形外科学 臨床心理学 精神医学 ウ科学 及 東理学 神経内科学 栄養学 心児科学 画像診断学 進 牧急処置法 リハビリテーション概論	2
機能 生理学 II 生理学実習	1
及びの 生理学実習 運動学 運動学実習 人間発達学 リハビリテーション医学 整形外科学 病理学 店床心理学 精神医学 内科学 薬理学 神経内科学 栄養学 小児科学 画像診断学 進 リハビリテーション概論	2
 運動学 運動学実習 人間発達学 専門基礎科目 専門基礎科目 本部の成り立ちの成り立ちの成り立ちの成り立ちの成り立ちの成り立ちる及び回復。 本養学ののには、一次を学売をできる。 本養学ののには、一次を学売をできる。 本養学ののには、一次を学売を表現学のには、一次を表現である。 本を表現学のには、一次を表現である。 本を表現できる。 本のには、またまで	2
 運動学実習 大間発達学 大門・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	2
専門 要形外科学 書 病理学 書 臨床心理学 精神医学 力科学 支 本理学 神経内科学 栄養学 過程 小児科学 直像診断学 救急処置法 リハビリテーション概論	1
専門 基形外科学 病理学 臨床心理学 精神医学 ウ科学 薬理学 神経内科学 栄養学 過程 小児科学 画像診断学 水急処置法 リハビリテーション概論	1
下門基礎 病理学 臨床心理学	2
科目 精神医学 立 内科学 ** 及 薬理学 神経内科学 で回復 栄養学 過程 小児科学 面像診断学 救急処置法 リハビリテーション概論	2
科目 精神医学 立 内科学 大科学 及 薬理学 神経内科学 復 栄養学 小児科学 個像診断学 東急処置法 リハビリテーション概論	2
日 立 内科学 及 薬理学 が 神経内科学 復 栄養学 過 小児科学 の 画像診断学 企 救急処置法 リハビリテーション概論	2
及 薬理学	2
回 復 栄養学 過 程 の 画像診断学 企 推 数急処置法	2
過程	2
画像診断学 促進 救急処置法 リ _{ハ保} リハビリテーション概論	2
進 救急処置法 りへ保 リハビリテーション概論	1
	1
の I 医 年 年 年 年 ・ · ·	2
理テ療	1
シ社	1

科	·目区分	授業科目の名称	単位数
	基	理学療法学概論	2
	礎 理	基礎理学療法学	2
	学	運動療法学	2
	療	運動療法学 運動療法学実習	2
	法 学	医療安全管理学	
			1
	学管療理 学理法学	理学療法管理学	2
	理学	理学療法評価学	2
	療	理学療法評価学実習I	1
	法	理学療法評価学実習Ⅱ	1
	評 価	理学療法評価学演習 I	1
	学	理学療法評価学演習Ⅱ	1
	,	物理療法学	2
		物理療法学実習	1
		義肢装具学	2
		義肢装具学演習(実習を含む)	1
		日常生活活動学演習	1
	理	老年期障害理学療法学演習	1
	理 学療法	運動器障害理学療法学	2
	法	運動器障害理学療法学実習	1
	治療学	神経障害理学療法学	2
	療	神経障害理学療法学実習	
	子		1
		内部障害理学療法学	2
		内部障害理学療法学実習	1
		発達障害理学療法学演習	1
		予防理学療法学	2*
専		先進技術と理学療法学	2*
門門	地 域	地域理学療法学	2
科	理学	生活環境学	1
目	療法	地域理学療法学演習	1*
	学	臨床基礎実習	1
		検査・測定実習	
	臨		2
	床	臨床評価実習	4
	実習	総合臨床実習 I	6
	П	総合臨床実習Ⅱ	6
		地域理学療法学実習	1
	443	理学療法学研究法	1
	総合	総合理学療法学演習I	1
	合分野	総合理学療法学演習 II	2
	野	卒業研究	2
		スポーツ科学	
			2*
		アスレチックリハビリテーション概論 運動神経生理学	2*
		運動神経生理学	2*
		バイオメカニクス	2*
		トレーニング論	1*
		トレーニング論 スポーツ障害理学療法学	2*
	発	リハビリテーション工学	
	展	東洋医学	2*
	科 目	医用情報科学概論	
	Ħ		2*
		東洋医学治療学	2*
		免疫・感染症学	2*
		疾病予防と健康増進	1*
		臨床薬学	1*
		公衆衛生学	1*
		臨床生理学	2*

別表2

学費

 学費	_	_	_	学部	薬	学	部	国際コミュニケーション学部	経済経営学部	医療保健学部
入		学		金		20	0,000	200,000	200,000	200,000
授		業		料		1,45	0,000	750,000	650,000	1,100,000
教	育	充	実	費		50	0,000	350,000	300,000	400,000
合				計		2,15	0,000	1,300,000	1,150,000	1,700,000

[備考]1. 留学生の学費は減免することがある。

別表3 教育職員免許状取得に関する修得単位数

学部・学科	免許教科	免許状の種類	大学において修得が 必要とされる「教科 及び教職に関する科 目」の最低単位数
経済経営学部	保健体育	中学校教諭一種免許状	
	术建件月	高等学校教諭一種免許状	
マイングント子科	公 民	高等学校教諭一種免許状	59
国際コミュニケーション学部	英 語	中学校教諭一種免許状	
国際コミュニケーション学科	一	高等学校教諭一種免許状	

教育の基礎的理解に関する科目等の名称及び単位数

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開講授業科		
科目	各科目に含める必要事項	授業科目		単位数	備考
	教育の理念並びに教育に関す る歴史及び思想	0	教育学概論	2	
教育の	教職の意義及び教員の役割・ 職務内容(チーム学校運営へ の対応を含む。)	0	教職論	2	
の基礎的理解に関する科目	教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項(学校と地域 との連携及び学校安全への 対応を含む。)	0	教育社会学	2	
に関す	幼児、児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程	0	教育心理学	2	
る科目	特別の支援を必要とする幼児、児童、児童及び生徒に対 する理解	0	特別支援教育	1	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	0	教育課程論	2	
道德、	道徳の理論及び指導法		道徳教育論	2	中免のみ必修
指導、総合的	総合的な学習の時間の指導法	0	○ 特別活動と総合的な学習の時間	2	
導、数	特別活動の指導法			2	
育相の お育相の	教育の方法及び技術	0	教育方法論(情報通信技 術を活用した教育の理論 及び方法)	0	
教育相談等に関な学習の時間等	情報通信技術を活用した教 育の理論及び方法			2	
134	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	
) 科目 及	進路指導の理論及び方法		工化 使加出待開		
Rする科目 の指導法及び生徒	教育相談(カウンセリングに 関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	0	教育相談	2	
月月 <i>サ</i> ル・		0	教育実習事前・事後指導	1	
関する科教育実践	教育実習	0	教育実習 I	2	
関する科目教育実践に			教育実習Ⅱ	2	中免のみ必修
目に	教職実践演習		教職実践演習(中・高)	2	

[○]は免許状の取得する場合の必修科目

教科及び教科の指導法に関する科目の名称及び単位数

学部·	免許状	免許法施行規則に	左訂	左記に対応する開講授業科目			±z.
学科等	の種類	定める科目区分		授業科目	単位数	備	考
		体育実技	0	スポーツ実習 I	1		
			\circ	スポーツ実習Ⅱ	1		
			\circ	スポーツ実習Ⅲ	1		
			\circ	スポーツ実習IV	1		
			\circ	スポーツ実習V	1		
			\circ	スポーツ実習VI	1		
			\circ	スポーツ実習Ⅶ	1		
経	中		\circ	スポーツ実習Ⅷ	1		
済		「体育原理、体育心理 学、体育経営管理学、体	\circ	体育原理	2		
経	種	育社会学、体育史」及び	\circ	運動動作学	2		
営学	免 •	運動学(運動方法学を含む。)	\circ	運動心理学	2		
部	高		\circ	スポーツマネジメント	2		
	<u> </u>		\circ	スポーツ社会学	2		
マネ	種 免		\circ	スポーツ栄養学	2		
ジ			\circ	コーチング学	2		
メン	保 健	生理学(運動生理を含む。)	\circ	運動生理学	2		
<u>ک</u> ا	体	<i>4</i> 3°)		生命科学	2		
学	育)	衛生学及び公衆衛生学	\circ	公衆衛生学	2		
科		学校保健(小児保健、精	0	学校保健	2		
		神保健、学校安全及び 救急処置を含む。)	\circ	救急処置	2		
			\circ	性教育	2		
				発育発達論	2		
		各教科の指導法(情報	\circ	保健体育科教育法 I	2		
		機器及び教材の活用を 含む。)	\circ	保健体育科教育法Ⅱ	2		
			\circ	保健体育科教育法Ⅲ	2		
			\circ	保健体育科教育法IV	2		

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目

教科及び教科の指導法に関する科目の名称及び単位数

学部•	免許状	免許法施行規則に	左言	己に対応する開講授業科目		備考
学科等	の種類	定める科目区分		授業科目	単位数	備考
		「法律学(国際法	\circ	法学入門	2	
		を含む。)、政治学(国際政治を含	\circ	グローバルガバナンス	2	
		む。)		刑法	2]
経				民法 I	2	2 科目 4 単位
済				民法Ⅱ	2	以上選択必修
経				民法Ⅲ	2	J
営学	高		\circ	政治学	2	
部	種		\circ	国際政治学	2	
	性 免			行政学	2	
マネ		「社会学、経済学 (国際経済学を含	\circ	社会学	2	
ネジ	(公 民	む。)」	\circ	マクロ経済学	2	
メン	尺)		\circ	ミクロ経済学	2	
ト			\circ	国際経済学	2	
学		「哲学、倫理学、宗 教学、心理学」		哲学	2] 2 科目 4 単位
科		秋子、心垤子」 		倫理学	2	以上選択必修
				心理学	2	
		各教科の指導法 (情報機器及び教	\circ	公民科教育法 I	2	
		材の活用を含む。)	\bigcirc	公民科教育法Ⅱ	2	

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目

教科及び教科の指導法に関する科目の名称及び単位数

学部•	免許状	免許法施行規則に定める	左	記に対応する開設授業	科目	備考
学科等	の種類	科目区分		授業科目	単位数	
		英語学	0	英語学概論	2	
			\circ	言語学入門	2	
			\circ	音声学	2	
			\circ	Basic Grammar I	1	
国			\circ	Basic GrammarⅡ	1	
際コ				Advanced Grammar I	1	
77				Advanced Grammar II	1	
際コミュニケーション学部・国際コミュニケーション学科		英語文学	0	英米文学史	2	
	中一	英語コミュニケーション	\circ	Basic Reading I	1	
3	種 免		\circ	Basic ReadingⅡ	1	
学	•			Advanced Reading I	1	
部・	高一			Advanced Reading ${ m I\hspace{1em}I}$	1	
国	種		\circ	Basic Writing I	1	
テコ	免 (;		\circ	Basic WritingⅡ	1	
ミュ	(英語)			Advanced Writing I	1	
二	()			Advanced Writing ${ m I\hspace{1em}I}$	1	
1			\circ	Practical Communication I	1	
ショ			\circ	Practical Communication ${ m I\hspace{1em}I}$	1	
ン学		異文化理解	0	英語圏の文化と社会	2	
科			\circ	現代アメリカ論	2	
		各教科の指導法(情報機 器及び教材の活用を含	0	英語科教育法 I	2	
		む。)	\circ	英語科教育法Ⅱ	2	
			\circ	英語科教育法Ⅲ	2	
			\circ	英語科教育法IV	2	

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定められる科目

学部	彩·	免許法施行規則に 左記に対応する開講授業科目			備考	
学科等		定める科目		授業科目	単位数	/佣 /与
		日本国憲法	0	日本国憲法	2	
% ▽	マュ	体育		スポーツ科学概論	2	
経済	ネジ			スポーツ I	1	これら3科目より 2科目必修
経	メ			スポーツⅡ	1	
営学	ン	外国語コミュニケーション		英語 I	2	の景学は下
部	ト 学			英語Ⅱ	2	2 単位以上
1 ' ' 1 '	科	単元四 一 トイロフィル	0	情報学入門	2	

[○]は免許状を取得する場合の必修科目

学部	部•	免許法施行規則に	左記に対応する開講授業科目		備考
学和	斗等	定める科目	授業科目	単位数	備考
玉	国	日本国憲法	○日本国憲法	2	
際	際	体育	スポーツ I	1	
コミ	コミ		スポーツⅡ	1	これら3科目より 2科目必修
ュ	・ユ		スポーツ科学	2	2 杆白纪修
=	= -	外国語コミュニケーション	Basic Speaking I	1	
ケー	ケー		Basic Speaking I I	1	これら 4 科目より
シ	シ		Advanced Speaking I	1	2 科目必修
ョン	ョン		Advanced Speaking I	1	
学部	学科	数理、データ活用及び人 工知能に関する科目又は 情報機器の操作	○情報リテラシー	2	

[○]は免許状を取得する場合の必修科目

北陸大学学則の改正について(2023年4月1日施行)(案)

(1) 改正事項、理由

①「第2条」の改正

2023 年度からの組織改編(医療保健学部理学療法学科設置及び既設 学部学科定員変更)に伴う、条文の変更

②「第2条の2」の改正

2023 年度からの組織改編(医療保健学部1学部2学科体制)に伴う、 条文(養成する人材)の変更

③「第8条」の改正

医療保健学部理学療法学科設置に伴う、別表 1 (学科目の名称及び単位数)の変更

④「第10条」の改正

医療保健学部理学療法学科設置に伴う、表(在学中に修得しなければならない学科目及び単位数)の追加

⑤「第16条」の改正

医療保健学部理学療法学科設置に伴う、条文(医療保健学部理学療法学科・学位)の追加

⑥「第32条」の改正

学校教育法施行規則第4条第1項第3号に規程されている「授業日時 数に関する事項」に対応した条文の追加

- ⑦「附則」の追加
- (2) 時期 2023 (令和5) 年4月1日施行

北陸大学学則2023 新旧対照表

	Ç	女 定 (案)					現行			備考
北陸大学学則202	13				北陸大学学則202	2				
(AD 54h)	第 2	章 組	織		/4D 44V	第 2	章 組	織		
(組織)					(組織)					
第2条 本学にど	欠の学部、学科	を置き、その)定員は次のとお	らりとする。	第2条 本学にど	欠の学部、学科	を置き、その		さりとする。	
学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	
薬学部	薬学科	100人		600人	薬学部	薬学科	105人		630人	
経済経営学部	マネジメント学科	305人	3年次103人	1,426人	経済経営学部	マネジメント学科	305人	3年次108人	1,436人	
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	95人	3年次 30人	440人	国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	95人	3年次 40人	460人	
	心理社会学科	60人		240人		心理社会学科	45人		180人	
医療保健学部	医療技術学科	65人		260人	医療保健学部	医療技術学科	65人		260人	医療保健学部
	理学療法学科	60人		_240人						理学療法学科 の開設
(養成する人材	才)				(養成する人材	才)				
第2条の2 前3	条の学部、学科の	の人材養成の	つ目的は、次のと	:おりとする。	第2条の2 前多	条の学部、学科の	の人材養成の)目的は、次のと	おりとする。	
(4) 医療保例	建学部				(4)医療保險	建学部 医療技	術学科			医療保健学部
医療人	としての倫理観、	、使命感、貳	賃任感及び保健医	医療分野におけ	医療人	としての倫理観	、使命感、〕	責任感及び臨床権	食査学、臨床	改編に伴う、
			介護予防・健康					進歩し続ける医療		「人材養成の 目的」の改正
<u>おいて貢献</u> おいて貢献 おを養成する		療に積極的(こ関わることので	できる医療技術		<u>化に対応し、チ·</u> 者を養成する。	ーム医療に積	漬極的に関わるこ	<u> とのできる</u>	
• 医療技					<u></u> 区从汉州 ²	日で送 <i>水</i> 7 つ。	•			
			またけり パサナ		_					
			<u>責任感及び臨床</u> 進歩し続ける医療							
			<u>責極的に関わるこ</u>							
療技術	者を養成する。									

• 理学療法学科

疾病の治療・予防、介護予防・障害予防、人々の健康維持・増進 に理学療法の領域から寄与し、科学的根拠に基づくリハビリテー ションが実践できる理学療法士を養成する。

第 5 章 学科課程及び履修方法

(学科課程、学科目の名称及び単位)

|第8条 本学の学科課程、学科目の名称及び単位数は、別表1のとおりとす┃第8条 本学の学科課程、学科目の名称及び単位数は、別表1のとおり┃医療保健学部 る。

┃第10条 在学中に修得しなければならない学科目及び単位数は、次のとおり┃第10条 在学中に修得しなければならない学科目及び単位数は、次のと とする。

	医療保	健学部 理学療法学科	
一般教養科目	必修科目	7 単位以上	14単位以上
	選択科目	7 単位以上	
専門基礎科目	必修科目	41単位	41単位
専門科目	必修科目	63単位	
	選択科目	「予防理学療法学」又は「先	73単位以上
		進技術と理学療法学」から	
		どちらか1科目2単位選択	
		<u>必修</u>	
		計10単位以上	
		計 128単位以上	

(学位)

| 第16条 学長は、前条により卒業を認定した者に、以下に定める学士の学位 | 第16条 学長は、前条により卒業を認定した者に、以下に定める学士の を授与する。

薬学部

薬学科 学士(薬学)

経済経営学部

マネジメント学科 学士 (マネジメント学) 第 5 章 学科課程及び履修方法

(学科課程、学科目の名称及び単位)

とする。

理学療法学科 設置に伴う、 別表1の改正

おりとする。

医療保健学部 理学療法学科 設置に伴う、 卒業要件の追

(学位)

学位を授与する。

薬学部

薬学科 学士(薬学)

経済経営学部

マネジメント学科 学士(マネジメント学)

国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学科 学士(文学)

心理社会学科

学士 (心理学)

医療保健学部

医療技術学科

学士(医療技術学)

理学療法学科

学士 (理学療法学)

第 7 章 学年、学期及び休業日

- |第32条 学年を2期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日┃第32条 学年を2期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月┃学校教育法施 から翌年3月31日までとする。ただし、学長は、必要に応じて前期の終期 及び後期の始期を変更することができる。
- 2 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原 則とする。

附 則(改正 2022 (令和4) 年 月 日 第 回全学教授会 2022 年 月 日第 回理事会決定)

- 1. この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2. 第2条第1項の規定にかかわらず、2023年度から2028年度の収容定員は次 のとおりとする。

学部	学科	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
薬学部	薬学科	910人	790人	690人	630人	605人	600人
経済経営学 部	マネジメン ト学科	1421 人	1421 人	1431 人	1426 人	1426 人	1426 人

国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学科 学士(文学)

心理社会学科

学士(心理学)

医療保健学部

医療技術学科

学士(医療技術学)

医療保健学部 理学療法学科 設置に伴う、 学位の追加

第 7 章 学年、学期及び休業日

1日から翌年3月31日までとする。ただし、学長は、必要に応じて前期 | 行規則第4条 の終期及び後期の始期を変更することができる。

第1項第3号 に規定されて いる「授業日 時数に関する 事項」に対応 した条文の追

附則の追加

国際コミュ ニケーショ ン学部	国際コミュ ニケーショ ン学科	410人	445人	450人	440人	440人	440人
	心理社会学 科	195人	210人	225人	240人	240人	240人
医療保健学	医療技術学 科	255人	260人	260人	260人	260人	260人
沿	理学療法学 科	60人	120人	180人	240人	240人	240人

3. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については次のとおりとする。

		対 象	備	考
		・2023年度以降の医療保健学部理学療法学科 入学生	2023年4 日施行	月1
		・2022年度以降の経済経営学部入学生		
		・2022年度以降の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2022年4 日施行	月1
	別表1	・2022年度以降の医療保健学部医療技術学科 入学生	1177214	
第 8条		・2021年度以降の国際コミュニケーション学部心理社会学科入学生	2021年4 日施行	月1
		・2019年度以降の薬学部入学生	2019年4 日施行	月1
		・2015年度から2018年度の薬学部入学生	2015年4 日施行	月1
	別表1- (1)	・2021年度の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2021年4 日施行	月1
		・2019年度から2021年度の経済経営学部入学 生	2019年4 日施行	月1

		・2019年度及び2020年度の経済経営学部マネ ジメント学科編入学生	
		・2017年度から2021年度の医療保健学部入学生	2017年4月1 日施行
		・2008年度から2014年度の薬学部入学生	2008年4月1 日施行
	別表1- (2)	・2019年度及び2020年度の国際コミュニケー ション学部入学生	2019年4月1 日施行
		・2017年度及び2018年度の経済経営学部入学 生	2017年4月1 日施行
	別表1- (3)	・2017年度及び2018年度の国際コミュニケー ション学部入学生	2017年4月1 日施行
		・2017年度以降の薬学部入学生	
		・2017年度以降の経済経営学部入学生	2017年4月1
第 34	別表2	・2017年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	日施行 日施行
条		・2017年度以降の医療保健学部入学生	
	別表2- (1)	・2006年度から2016年度の薬学部入学生	2006年4月1 日施行
		・2022年度以降の経済経営学部入学生	2022年4月1
	別表3	・2022年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	日施行
第 57	別表3-	・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	2019年4月1
条	(1)	・2019年度から2021年度の国際コミュニケー ション学部入学生	日施行
	別表3- (2)	・2017年度及び2018年度の経済経営学部入学 生	2017年4月1 日施行

・2017年度及ション学部プ	なび2018年度の国際コミュニケー \学生	
第10条に定める「在学中 別表1の対象学生に適用	っに履修しなければならない学科 E する。	目及び単位数」

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、北陸大学学則第7条の定めに基づき、教授会について必要な事項を定め、もってその責任ある運営を図ることを目的とする。

(教授会)

- 第1条の2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する以下の事項
 - イ 教育課程の編成
 - ロ 教員の研究業績の審査
 - ハ そのほか、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下、この規程において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 教授会の組織には、准教授その他の教職員を加えることができる。

第 2 章 全学教授会

(構成)

- 第2条 全学教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 学生部長
 - (5) 教務部長
 - (6) 図書館長
 - (7) 留学生別科長
 - (8) 教務委員長
 - (9) 学部長が指名した各学部それぞれ1人の教授
 - (10) 学長が必要と認めた者
- 2 前項第9号及び第10号の任期は、学長が定める。
- 3 学長が必要と認めた場合、常勤の教職員を陪席させることができる。但し、議決に加わることはできない。

(任務)

- 第3条 全学教授会は、全学的な観点から第1条の2第1項に基づき、意見を述べるものとする。
- 2 全学教授会は、全学的な観点から第1条の2第2項に基づき、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 全学教授会は、学長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の2以上の要求があったとき、これを 開く。 2 学長は、全学教授会を招集し、その議長となる。

(議事)

- 第5条 全学教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことはできない。
- 2 議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 特に定める事項については、出席構成員の3分の2以上の賛成をもってこれを決する。
- 4 議事録の作成は学事本部にて行い、学長の決裁を得なければならない。 (委任)
- 第6条 学長は、全学教授会で審議する事項のうち、各学部の固有の事項については、それぞれの学部教 授会に審議を委任することができる。

第 3 章 学部教授会

(学部会)

- 第7条 各学部に学部教授会(以下、「学部会」という。)を置く。
- 2 学部会は、学部長及び学部に所属する常勤の教授をもって組織する。
- 3 学部長が必要と認めた場合、常勤の教職員を陪席させることができる。但し、議決に加わることはできない。

(任務)

- 第8条 学部会は、第6条の委任を受けた場合に、第1条の2第1項に基づき、意見を述べるものとする。
- 2 学部会は、第6条の委任を受けた場合に、第1条の2第2項に基づき、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(付議)

- 第9条 学部会において審議された結果は、直後に開かれる全学教授会に付議するものとする。
- 2 学長からの諮問事項についての審議結果は、速やかに学長に報告するものとする。

(会議及び議事)

- 第10条 学部会は、学長又は学部長が必要と認めたとき、及び構成員の3分の2以上の要求があったとき、 これを開く。
- 2 学部長は、学部会を招集し、その議長となる。
- 3 学部長に事故があるときは、学長が指名した者が議長となる。
- 4 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 5 議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第 4 章 委員会

(委員会の設置)

- 第11条 全学教授会のもとに、常置委員会と必要に応じて臨時委員会を置くことができる。
 - (1) 委員会の構成及び任務については、全学教授会の議を経て、学長が決定する。
 - (2) 委員会の運営については、それぞれの委員会の議を経て、学長が決定する。
 - (3) 委員会の委員は、学長が委嘱する。
- 2 学部会のもとに、常置委員会と必要に応じて臨時委員会を置くことができる。
 - (1) 委員会の構成及び任務については、学部会の議を経て、学長が決定する。
 - (2) 委員会の運営については、それぞれの委員会の議を経て、学長が決定する。
 - (3) 委員会の委員は、学部長の意見を聴き、学長が委嘱する。

3 それぞれの委員会の審議結果は、委員会を設置した、全学教授会若しくは学部会に付議しなければならない。

第 5 章 補 則

(事務)

第12条 全学教授会、学部会及び前条に基づき設置された委員会の事務は、事務局が行う。

2 事務局は、事務を処理するため、前項の各会に出席するものとする。 (規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、学長が決定する。

附 則(昭和62年3月27日制定 第60回理事会)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月30日一部改正 第80回理事会)

- 1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2. 第3条第2号及び第8条第2号の「教育職員の人事」については、学校法人北陸大学就業規則及び北陸大学教育職員の人事に関する内規に定める以外の人事をいう。

附 則(平成6年3月28日一部改正 第101回理事会)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月9日一部改正 第187回理事会)

- 1. この規程は、平成15年6月9日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2. 第3条第5号及び第8条第6号の「教育職員の人事」については、学校法人北陸大学就業規則及び北陸大学教育職員の人事に関する内規に定める以外の人事をいう。

附 則(平成16年1月28日一部改正 第191回理事会)

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月22日一部改正 第231回理事会)

この規程は、平成23年4月22日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月26日一部改正 第241回理事会)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月18日改正 平成26年度第17回全学教授会、平成27年3月25日改正 第252回常 任理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(改正 平成29年3月6日第587回常任理事会 平成29年3月9日学長決定)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。